

第 2 期

上川町子ども・子育て支援事業計画



令和 2 年 3 月

上 川 町

< 目 次 >

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけと期間	
3. 計画の策定体制	
第2章 上川町の子育てを取り巻く現状と課題	2
1. 人口等の動向	
2. 子育てサービスの提供状況（平成30年度実績）	
3. アンケート調査からみる子育ての現状	
第3章 基本理念と施策の方向性	5
1. 基本理念	
2. 基本目標	
第4章 重点施策	
基本目標1 地域における子育て支援の充実	7
基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保と増進	8
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	10
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	11
基本目標5 仕事と家庭の両立の推進	12
基本目標6 子どもの安全確保	12
基本目標7 要保護児童等への対応等きめ細かな取り組みの推進	13
第5章 主要事業における量の見込みと確保方策	
1. 基本的な考え方	14
2. 人口推計	15
3. 量の見込みと確保方策	16
第6章 計画の推進	21
1. 計画を実現するための協力体制	
2. 計画の点検・評価	
資料編	
○上川町子ども・子育て会議設置要綱、委員名簿、検討経過	22
○子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果	24
○子ども・子育て支援事業サービス見込み量算出結果	36
○子ども・子育て制度の概要（参考）	39

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援の取り組みは、子どもを取り巻く環境の急激な変化に対応するため、平成27年4月より新たな制度に移行しました。

新たな制度では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援のため、全ての市町村において、5年間の子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられており、本町においても、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「上川町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、町内に住むすべての子どもに質の高い教育・保育サービスを提供するための環境整備を進めてきました。

令和2年4月以降においても、第1期計画に引き続き、「幼児教育無償化」をはじめとするこの間の制度改正や国・道の動きを反映した「第2期上川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町における子ども・子育て支援の取り組みを一層強化します。

2. 計画の位置づけと期間

「第2期上川町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、「第10次上川町総合計画」を最上位計画とする「上川町福祉総合計画」のひとつとして位置づけ、人口構造や子育てサービス事業の現状・ニーズを把握し、他の関連計画等との整合性を図りながら、子どもの保護者や学識経験者、関係機関の意見を反映した計画を策定します。

なお、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとし、必要な事項を本計画に盛り込むこととします。

■上川町福祉総合計画

計画名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第9次[H20～]			第10次[～R9]								
地域福祉計画				第1期					第2期[～R11]			
地域福祉実践計画	第3期			第4期					第5期[～R11]			
高齢者保健福祉・介護事業計画	第6期			第7期			第8期		第9期			
障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期		第7期			
障がい児福祉計画				第1期			第2期		第3期			
健康かみかわ21	第2次[H25～]						第3次[～R14]					
子ども・子育て支援事業計画	第1期					第2期					第3期	

3. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、就学前児童の保護者86人（回収40人）、小学生の保護者65人（回収37人）を対象として子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

子育ての当事者や関係機関の意見を反映するため、上川町子ども・子育て会議において、計画の内容を審議しました。

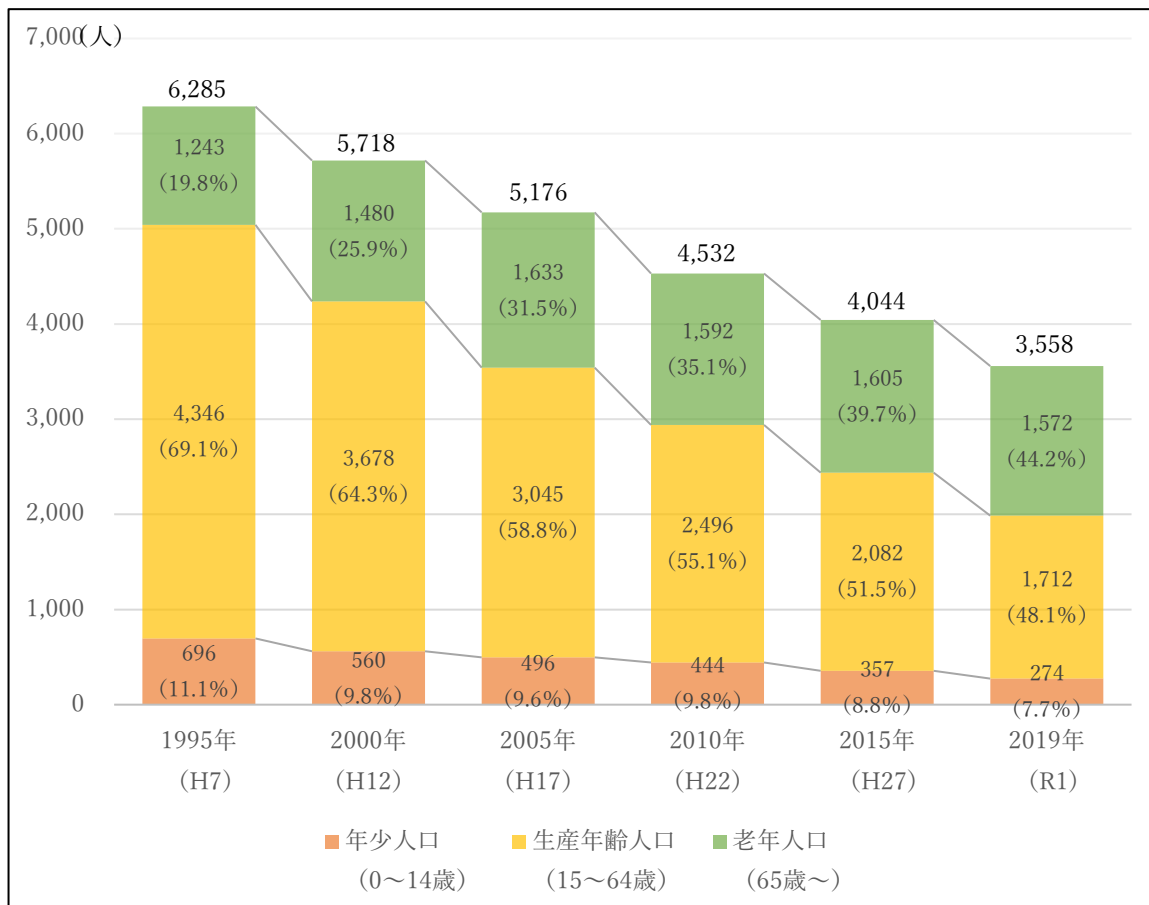
第2章 上川町の子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口等の動向

本町の国勢調査による人口は、昭和35年の15,289人をピークに年々減少し、第1期計画策定時（H27）には、4,044人とピーク時の約3割、6,285人だった20年前（H7）と比べても約6割にまで減っています。

また、年齢別人口構成では、0歳～14歳の年少人口が減り続け、65歳以上の老年人口の比率が増えており、少子高齢化が進行しています。

■人口の推移 ※1995年～2015年は国勢調査、2019年は9月末住民基本台帳より



■平成27年出生率及び合計特殊出生率

項目	全国	全道	上川保健所	上川町
出生率（人口千対）	7.9 ‰	6.8 ‰	5.8 ‰	4.5 ‰
合計特殊出生率	1.28 人	1.28 人	1.33 人	1.33 人

■出生届出数の推移（直近5年間）

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出生届出数	18 人	20 人	16 人	17 人	18 人

2. 子育てサービスの提供状況（平成 30 年度実績）

事業名	H30 実績[量の見込]	実施状況
1) 幼児期の教育・保育の量		
1号認定（年度末）	35人 [38人]	・中央保育所（定員60人） 2号28人、3号21人
2号認定（ 〃 ）	28人 [18人]	・上川幼稚園（定員70人） 1号12人
3号認定（ 〃 ）	21人 [21人]	・のぞみ幼稚園（定員70人） 1号23人
合計	84人 [77人]	
2) 地域子ども子育て支援事業		
①時間外保育（日）	0人 [20人]	未実施
②放課後児童健全育成事業		学童保育センター登録人数 年間開所日数289日
低学年（登録人数）	33人 [35人]	
高学年（ 〃 ）	7人 [20人]	
合計	40人 [55人]	
③子育て短期支援事業（年延）	0人 [0人]	未実施
④地域子育て支援拠点事業 （月延）	100人 [61人]	子育て支援センター 年間開所日数118日
⑤一時預かり事業		・上川幼稚園
幼稚園型（年延）	2,395人 [2,954人]	幼：439人、一：521人
一般型（ 〃 ）	834人 [699人]	・のぞみ幼稚園
合計	3,229人 [3,653人]	幼：1,956人、一：313人
⑥病児病後児保育（年延）	0人 [257人]	未実施
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター）	0人 [0人]	上川中部圏域緊急サポネット 会員登録2人 ※利用なし
⑧利用者支援事業（箇所）	0か所 [0か所]	未設置、待機児童なし
⑨妊婦健康診査		妊娠期を通じ最大14回助成
人数（妊娠届出数）	19人 [19人]	
回数（年延）	262回 [266回]	
⑩乳児家庭全戸訪問事業	16人 [18人]	生後4カ月までの乳児対象
⑪養育支援訪問事業等	5人 [2人]	未熟児など養育支援が必要な 家庭への訪問、指導助言
3) その他		
母子通園センター通所交通費 助成事業（実利用人数）	5人 —	※障がい児福祉計画に掲載

3. アンケート調査からみる子育ての現状

※調査結果は、資料編「子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果」（P24～35）参照

（1）就労状況

子育て家庭の親の就労状況では、就学前児童の母親が「フルタイム」と「パート」を合わせて60%、小学生児童の母親にいたっては89%が就労しているなど、母親の就労志向が高く、共稼ぎ世帯も多いことがうかがえます。

(2) 子育てサービスの利用状況と利用希望

就学前児童のうち、幼稚園・保育所等の「定期的な教育・保育サービス」を67.5%が利用しており、その最も多い理由は、「現在就労している」が88.9%となっています。

また、利用の有無にかかわらず、「平日の教育・保育サービス」として定期的に利用したいサービスは、幼稚園が55.0%、保育所が47.5%、幼稚園の預かり保育が37.5%と、実際の利用実態に近いニーズがあるほか、認定こども園が25.0%、事業所内保育施設が17.5%など、現在町内では利用できないサービスについても、潜在的なニーズが存在しています。

「土曜日、日曜日・祝日の教育・保育サービス」については、土曜日が42.5%、日曜日が32.5%と一定程度の利用希望があり、「幼稚園の夏・冬休み」の利用希望についても、「ほぼ毎日」と「週に数日」を合わせて73.3%と高い状況です。

一方、町の「子育て支援センター」の利用は30.0%にとどまっており、利用していないが今後利用したいと考えている人も27.5%と低く、事業内容の充実と認知度の向上が課題と言えます。

就学前児童の病気・けがの際の対応については、「母親が休んだ」が90.0%と最も多い状況ですが、父または母が休んで対応した家庭のうち、42.1%が「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答しており、病児病後児保育のニーズは、前回調査を行った5年前(31.0%)より増えています。なお、小学生児童の病児病後児保育についても、35.7%と就学前児童と同程度のニーズが存在します。

小学生児童の放課後児童クラブ(学童保育センター)の利用は、40.5%とニーズが高い状況ですが、そのうち、「小学校低学年」の「平日利用」が大部分を占めています。

(3) 仕事や生活環境

子育てを「楽しい」と感じている家庭は全体の6割程度で、「楽しいと辛いが同じくらい」が3割程度、「辛い」「その他」「無回答」は合わせて1割以下でした。

子育ての不安や悩みについては、「しつけ」「教育」「叱り方」に関するものが、就学前児童、小学生児童ともに上位3つに挙げられ、就学前児童では「しつけ」72.5%が最も多く、「病気や発達・発育」35.0%、「子育てのストレス」25.0%が高くなっています。小学生児童では「教育」42.5%が最も多く、「経済的負担」29.7%、「食事や栄養」29.7%が高くなっているなどの特徴が見られ、子どもの年齢区分により悩みの違いが表れています。

仕事と生活の優先度については、希望として「家事(育児)」「プライベート」が高く、「仕事」が低くなっていますが、現実では「仕事」を優先せざるをえない状況で「プライベート」の優先度は著しく低くなっているなど、希望と現実のギャップの大きさが浮き彫りとなっています。

(4) 子育て支援策、満足度

行政に求める子育て支援策としては、「遊び場や機会の充実」が最も多く、「経済的支援の充実」、「教育環境の充実」、「事故・犯罪被害対策」が続いています。

上川町が子育てをしやすいまちと感じているかの問いには、「どちらかという子育てしやすい」が最も多く、「子育てしやすい」を含め7割強の方が満足しているとの回答でした。

子育ての環境や支援についても、「満足」「どちらかという満足」を合わせて、約6割の方が満足しているという結果でした。

第3章 基本理念と施策の方向性

1. 基本理念

子ども・子育て支援法では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、同法律では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

これらの考え方を踏まえ、本計画においても第1期計画を継承し、「**地域みんなで子育て支援**」を基本理念とし、町全体で子どもの成長を支え、いきいきとした子どもたちの笑顔が輝くまちづくりをめざします。

また、幼稚園・保育所、放課後児童クラブなど、子ども・子育て支援に関する各種事業を広域的に事業展開していることから、**町全体をひとつの区域に設定**します。

2. 基本目標

第1期計画の基本目標を継承して次の7つを基本目標とし、施策を体系化します。

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保と増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 仕事と家庭の両立の推進
- (6) 子どもの安全確保
- (7) 要保護児童等への対応等きめ細かな取り組みの推進

地域みんなで子育て支援



第4章 重点施策

基本目標1 地域における子育て支援の充実

(1) 保育サービスの充実

子育てしている人が安心して働くことができるように、利用しやすい保育サービスの提供に努めます。

施策	内容
保育所環境の充実	安全で快適な保育所の維持・管理に努めます。 また、多様化するニーズに対応するため、町内の2私立幼稚園の実態・意向に配慮しながら、認定こども園への移行を検討します。 (認定こども園運用開始目標：令和6年度)
時間外保育（延長保育、夜間保育、休日保育）の取り組み	保護者の就労形態の多様化等に伴い、ニーズの動向、保育士の勤務体制確保を踏まえ、柔軟に保育時間を確保するよう努めます。
保育資質の向上	町内の保育士、幼稚園教諭と一緒に学ぶ勉強会を開催するほか、積極的に各種研修会に参加し、保育資質の向上を図ります。
その他の保育サービスの検討	病児病後児保育等について、ニーズと実態を踏まえて、認定こども園建設協議の中で実施を検討します。

(2) 子育て支援サービスの充実

子育てに対する不安や負担感が高まっているため、子育て家庭の負担を軽減し、ゆとりをもって子育てができるように、子育て支援サービスの充実を図ります。

施策	内容
子育て支援センターの充実	子育てに関する相談・支援の充実に努め、情報提供、講座の開催等を通じて子育て家庭の育児不安解消と孤立化防止に努めます。
放課後児童クラブの充実（学童保育センター）	日中、家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し、健全な育成を図るため学童保育の充実を図り、指導員の資質向上と活動内容の充実に努めます。
子育て環境の整備	児童手当や就学援助等の制度普及に努めるとともに、出産祝金や出産祝品の贈呈、幼児教育無償化の適用拡大、小中学校・保育所における給食費無償化など、町独自の子育て支援策を推進します。 また、子ども会や公民館と連携し、親子遊びや親子レクリエーション等の交流事業を推進します。

(3) 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭へのサービス提供とともに、児童の虐待防止など地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進していくため、地域と関係機関が連携し、子育て支援ネットワークの形成に努めます。

施 策	内 容
子育て支援ネットワークの活用	子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校、親同士のネットワークづくりに努め、ボランティア団体等との連携を深めます。
子育てを支援する関係機関との連携	要保護児童対策地域協議会の取り組みを通じて、民生委員児童委員、児童相談所、警察、病院等の関係機関との連携を深め、課題に応じた迅速な対応に努めます。
子育て情報の提供、相談体制の充実	要保護児童対策地域協議会における個別対応や、保健師、保育士、教育相談員による相談体制の充実に努めます。 また、広報紙やホームページの活用による情報提供に努めます。

基本目標 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保と増進

(1) 母子保健の充実

核家族化の進行など、子どもを産み育てる社会環境の変化に対応するため、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から切れ目のない母子保健の支援が必要です。

健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児への継続的な相談、支援体制を確保し、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めます。

施 策	内 容
母子健康手帳の交付及び妊産婦健康診査の実施	妊娠の届出のあった妊婦に対する母子健康手帳の交付と、妊婦健診、産婦健診、妊産婦健診に伴う交通費の助成を実施し、妊産婦の健康保持・増進に努めます。 また、不妊症及び不育症治療費助成により子どもを望む夫婦への支援を行います。
母子保健相談及び訪問指導の実施	保健師、管理栄養士による妊娠中や育児中の様々な相談や発達支援を行うほか、産後ケア事業を通じて不安の解消に努めます。 また、未熟児などに対し、必要に応じて訪問指導を行います。
乳幼児健康診査等の実施	新生児聴覚検査、乳幼児健康診査(3~4ヶ月、6~7ヶ月、9~10ヶ月、12~13ヶ月児)、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査により、乳幼児の健やかな成長・発達を支援します。 また、乳幼児期の疾病や心身障がいの早期発見に努め、早期の治療、療育を促します。
乳幼児歯科健診、フッ素塗布及びフッ素洗口の実施	乳幼児歯科健診により、歯の大切さや適切な口腔清掃を指導し、むし歯予防に努めます。 また、保育所、幼稚園、小中学校でのフッ素洗口を通じて、むし歯予防に努めます。
予防接種の実施	乳幼児の感染症予防のため予防接種を行い、その必要性和適切な時期の接種についての指導に努めます。

(2) 食育の推進

食習慣の乱れが子どもの心と体の成長に大きく影響することから、乳幼児期からの正しい食事の摂り方を身に付け、望ましい食習慣を定着させるため、乳幼児期から思春期までの発達に応じた食の指導や食事づくり等の学習機会と情報の提供に努めます。

施 策	内 容
妊婦・乳幼児の栄養指導の実施	母体の健康保持及び胎児の発育、乳幼児期の発育・発達のため、乳幼児健診、各種相談などで個人の状況に合わせた栄養指導に努めます。
給食による食指導の実施	保育所や幼稚園、学校において、子どもたちが正しい食習慣を身に付けられるよう給食指導を行います。

(3) 思春期保健対策の充実

子どもが大人へと成長する思春期は、心も体も大きく変化し、様々な悩みを持つ時期でもありますので、思春期の身体を守る正しい知識と情報を伝える学習機会や相談体制の充実に努めます。

施 策	内 容
性教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的に理解し、性に対する健全な態度を育成し、社会生活にふさわしい性道徳の確立に努めます。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育において、児童生徒が健康で安全な生活を送るため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する知識を身に付ける教育を推進します。 また、警察や医療機関などの関係機関と連携し、児童生徒の健全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。
子どもの生活習慣病予防健診（みらい健診）の実施	小学5年生・中学2年生を対象とする「みらい健診」を実施し、子どものみならず家族単位的生活習慣の見直しや改善のきっかけづくりを進め、将来的な生活習慣病の予防に努めます。

(4) 医療の充実

安心して子どもを生み、育てる環境の確保のため、医療機関等と連携し、適切な医療サービスが受けられるよう努めます。

施 策	内 容
医療体制の充実	子育て家庭が安心して医療を受けられるように、医療センターや歯科医院など町内の医療機関を中心に、医療サービスや情報の提供に努めます。
医療費の助成	高校生までの医療費自己負担分を全額助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 子どもの教育環境等の整備

子どもたちの自主性や社会性などの能力を伸ばし、生きる力を身につけられるようにするため、基礎学習の向上を図るとともに、多様な体験活動を取り入れるなど、地域と学校が連携し、特色ある幼稚園や学校づくりに努めます。

施策	内容
幼児教育の推進	幼児期の教育環境の充実を図るため、町内2私立幼稚園との連携強化を図り、必要な支援・援助に努めます。
教育環境の充実	児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導と、創意工夫をこらした学習内容の確立により、学習意欲が高まる総合的教育活動の充実を推進します。 また、国際化が進む現代社会に対応するため、情報教育、語学教育の充実により、資質の向上と能力の育成に努めるほか、健全な精神と健康な体づくりのための体育指導に努めます。
特色ある学校づくりの推進	児童生徒が充実した学校生活を送るため、自然環境や地域の特色を活かした特色ある学校づくりを推進します。 また、国際化に対応した姉妹都市友好活動に取り組みます。
中高一貫教育の推進	中学校、高校の相互協力のもと、地域・環境学習等の合同学習を実施し、生徒間・教師間の交流教育の推進に努めます。
生徒指導の充実	児童生徒一人ひとりの存在感を高める思いやりのある生徒指導により、教師と子ども、子ども同士の信頼関係の育成に努めます。 また、いじめ、不登校などの問題に対応し、または未然に防止するため、教育相談の充実を図り、学校、家庭、地域社会、関係機関等との協力体制を構築します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域の連帯の希薄化により、家庭や地域の教育力低下が懸念されます。

地域が積極的に子育て家庭にかかわりを持ち、生涯学習活動やボランティア活動を通じて地域の教育力を底上げすることが重要です。

いきいきとした心豊かなコミュニティづくりを推進し、地域の教育機能を活かすことにより、家庭における教育機能の向上を図ります。

施策	内容
次代の親の育成	次代の親世代が、生命を慈しむ心や家庭の大切さの理解を深めるため、乳幼児にふれる機会を広げる取り組みを推進します。 また、子育ての楽しさや意義についての発信・啓発に努めます。
家庭教育への支援	子どもの発達段階に応じて、家庭教育に関する学習機会や育児に関する情報の提供に努めます。
地域の教育力の充実	学校行事や公民館活動、文化活動などの社会教育事業により、自然体験や生活体験、交流活動への参加を促進します。 また、祭りなど地域の行事、ボランティア活動、スポーツ少年団活動などに積極的に参加するための環境整備に努めます。

(3) 児童の健全育成

児童の社会性や仲間意識の形成を促すため、児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場所や放課後、休日等の居場所づくりが必要です。

このため、子ども会活動など、町内会や地域ボランティアの協力を得て、児童の健全育成を地域全体で進めていきます。

また、いじめや非行、不登校等の問題行動については、児童相談所、学校などの関係機関や地域との連携を強化し、適切に対応します。

施策	内容
子ども会活動の推進	地域で様々な交流やスポーツ活動を行っている子ども会活動を推進するとともに、子ども会活動指導者の育成に努めます。
子どもの居場所・交流拠点の整備	学童保育センター、子育て支援センター、体育館、公民館等の公共施設を活用し、子どもの居場所・交流拠点を整備します。 また、「児童館」の設置について、認定こども園建設協議の中で検討します。
世代間交流の促進	児童が幅広い年代の人たちと交流するため、地域の社会資源を活用した世代間交流事業を実施し、高齢者も含めた地域全体で子育て支援の環境整備に努めます。

(4) 有害環境対策の推進

現代社会では、パソコンやスマートフォン、タブレット等の端末機器を使い、有害なインターネットサイトを通じた外部との接触、SNS等を使った不適切な行動により、児童生徒が危険な場面に遭遇することも少なくありません。

これまでも、薬物使用や喫煙に対する警戒感・抵抗感が薄れるなど様々な問題が指摘されていますので、家庭や地域、学校や警察などと連携し、犯罪を誘発させないよう対策します。

施策	内容
有害環境対策の推進	問題行動を防止するため、有害サイトの閲覧や利用の制限に努めるほか、子どもの保護者も対象とし、適切な端末機器の利用方法やインターネットの危険性を知る学習機会の確保に努めます。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安心できる生活環境の整備

本町の優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めるため、妊産婦や小さな子どもが安心して外出できるように、生活環境の整備を進めます。

施策	内容
安心・安全なまちづくりの推進	自転車やベビーカーを利用する親子が安全に移動できるよう、生活道路の整備、歩道の段差解消、防護柵の設置等に努めます。
安心して外出できる環境の整備	公共施設等のバリアフリー化を進め、安全で清潔な公衆トイレの整備等に努めます。 また、子どもの身近な遊び場である公園の安全確保のため、公園の遊具などの更新、危険箇所の確認・補修に努めます。

基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立に向けて、保育サービスを充実させる取り組みとともに、子育てに理解のある労働環境、社会環境の確保のため、啓発活動を推進します。

施策	内容
仕事と子育ての両立の推進	企業の理解と協力により、子育てをしながら働きやすい環境の確保に努め、男性も含めた育児休業や出産後も仕事を続けられる環境づくりのための啓発活動を行います。
働き方の見直しと男性の子育て参加の促進	職場・家庭における男女の固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画の意識を高めるための啓発活動や、男性の家事・子育て参加を促すための学習機会の確保に努めます。
上川中部こども緊急さぼねっと事業の利用促進	子どものけが・病気時や急な残業、出張など臨時的・突発的なニーズに対応するため、総合援助活動事業である「上川中部こども緊急さぼねっと」の会員登録と利用促進に努めます。
職業体験学習の充実	子どもの職業観を養うため、中学生・高校生の職業体験学習・インターンシップ制度の充実に向けた啓発活動などに努めます。

基本目標6 子どもの安全確保

(1) 交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、学校など関係機関と協力し、交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

施策	内容
幼児及び保護者に対する交通安全啓発	上川町安全安心まちづくり条例を基本に、まちぐるみの交通安全運動を推進し、交通マナーの意識啓発や幼児及び保護者への交通安全指導等の充実努めます。 また、チャイルドシートの着用率向上を図るため、希望者に無料で貸出しを行います。

(2) 犯罪等の被害防止活動

子どもを犯罪被害から守るため、地域住民の協力のもと、警察や関係機関との情報交換や迅速な情報提供を求めています。

施策	内容
地域安全事業の推進	子ども 110 番やPTA、地域ボランティアによる見守り活動を推進し、警察との連携強化、安心・安全な地域コミュニティづくりに努めます。 また、防犯啓発グッズの配布や、犯罪にあわないようにするための防犯教室などを実施し、子どもの防犯意識向上に努めます。

基本目標 7 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

(1) 総合相談窓口の設置

子育てや貧困に悩む保護者や関係機関からのあらゆる相談に応じ、効果的な要保護児童対策を進めるため、相談体制の充実に努めます。

施策	内容
総合相談窓口の設置	子ども家庭総合支援拠点を設置し、専門知識を有する職員が相談に応じます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

現代社会においては、少子化、核家族化、地域の連帯の希薄化、経済的問題を背景として児童虐待が深刻化しているため、虐待防止と早期発見・保護に至る総合的な支援に努めます。

施策	内容
虐待の早期発見・予防の推進	保育所や幼稚園、学校等と連携して相談・対応の充実に図り、要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待防止の取り組みを進めます。

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭は、経済的な困窮や社会的に不安定な状態にある家庭が多いため、支援体制の充実に努めます。

施策	内容
相談体制の充実	民生委員児童委員や保健師などを中心に相談を受け、自立に向けての支援に努めます。
経済的支援の推進	児童扶養手当の支給やひとり親家庭等の医療費助成を行い、経済的負担の軽減に努めます。

(4) 障がい児施策の充実

妊婦や乳幼児期の健康診査の充実に図り、身体面の発育不良、視聴覚障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育部門が教育支援委員会等において連携をとりながら、様々な場面における障がい児への支援体制構築を進めます。

施策	内容
自立支援や相談体制の充実	障がい児が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう各種制度の活用を努めます。 また、上川中部こども通園センター・上川中部基幹相談支援センター等との連携を図り指導や相談に努めます。

第5章 主要事業における量の見込みと確保方策

1. 基本的な考え方

子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、市町村が実施する「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制確保の方策、実施時期を定めることとなっています。

量の見込みについては、保護者に対するアンケート調査の結果と年齢別の人口推計を根拠とし、子ども・子育て支援法に定める事業項目（法定13事業）の中から、市町村が地域の実情に応じて実施する事業について、次の方法で算出した量の見込みを計上します。

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」
×「利用意向日数（日）」＝「量の見込み（人日）」

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」
×「平均利用意向回数（回）」＝「量の見込み（人回）」

◇家庭類型の概要

TYPE	分類名	概要
A	ひとり親家庭	○配偶者がいない家庭。
B	フルタイム ×フルタイム	○父親、母親ともにフルタイムで働いている家庭。
C	フルタイム ×パートタイム	○父親、母親どちらかがフルタイムで働いており、もう片方がパートタイムで働いている家庭。 ○パートタイムの就労時間が長い家庭。
C'	フルタイム ×パートタイム2	○父親、母親どちらかがフルタイムで働いており、もう片方がパートタイムで働いている家庭。 ○パートタイムの就労時間が短い家庭。
D	専業主婦（夫）	○父親、母親どちらかがフルタイムかパートタイムで働いており、もう片方が無業の家庭。
E	パートタイム ×パートタイム	○父親、母親どちらもがパートタイムで働いている家庭。 ○パートタイムの就労時間が長い家庭。
E'	パートタイム ×パートタイム2	○父親、母親どちらもがパートタイムで働いている家庭。 ○パートタイムの就労時間が短い家庭。
F	無業×無業	○父親、母親ともに働いていない家庭。

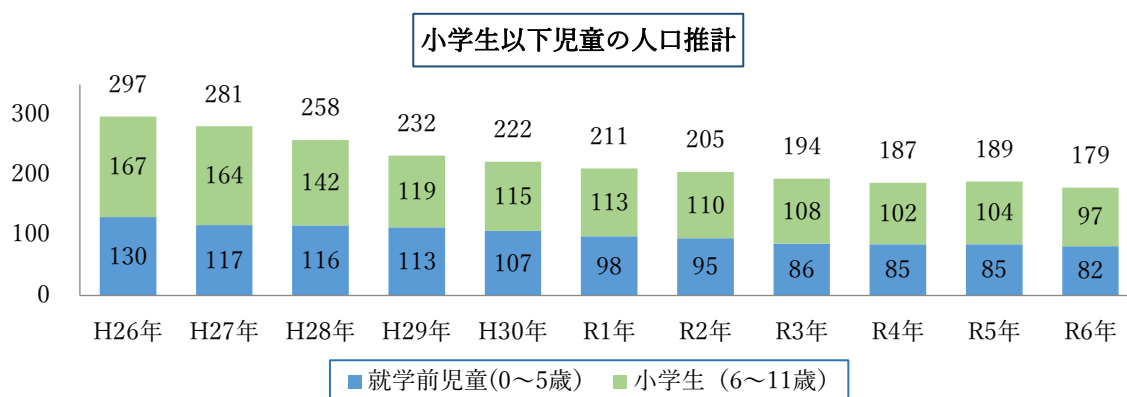
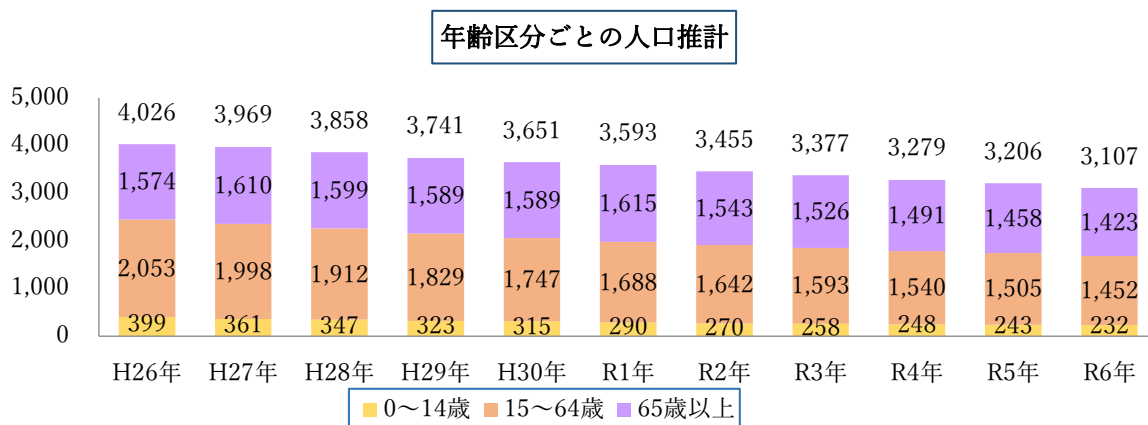
◇潜在的な家庭類型の分類

TYPE	分類名	算出対象等
A	ひとり親家庭	
B	フルタイム ×フルタイム	○母親が無業やパートタイムで、今後フルタイムへの変更を希望している家庭など。
C	フルタイム ×パートタイム	○専業主婦のうち母親が無業から、今後パートタイムへの変更を希望している家庭などを追加。 ○希望するパートタイムの就労時間が長い家庭。
C'	フルタイム ×パートタイム2	○専業主婦のうち母親が無業から、今後パートタイムへの変更を希望している家庭などを追加。 ○希望するパートタイムの就労時間短い家庭。
D	専業主婦（夫）	○無業×無業のうち、今後働きたいと希望している家庭などを追加。
E	パートタイム ×パートタイム	○母親が無業で、今後パートタイムできたいと希望している家庭などを追加。 ○希望するパートタイムの就労時間が長い家庭。
E'	パートタイム ×パートタイム2	○母親が無業で、今後パートタイムできたいと希望している家庭などを追加。 ○希望するパートタイムの就労時間が短い家庭。
F	無業×無業	

※算出結果は、資料編「子ども・子育て支援事業サービス見込み量算出結果」（P36～38）参照

2. 人口推計

(単位：人)



※コーホート法による推計値

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	21	20	13	16	16	14	13	13	12	13	13
1歳	22	21	25	12	14	17	15	14	14	13	14
2歳	25	20	20	23	14	14	17	15	14	14	13
3歳	17	22	22	18	23	14	14	17	15	14	14
4歳	19	16	21	23	17	23	14	14	17	15	14
5歳	26	18	15	21	23	16	22	13	13	16	14
0～5歳	130	117	116	113	107	98	95	86	85	85	82
6歳	23	26	17	10	21	20	14	20	12	12	14
7歳	23	21	25	19	11	22	21	15	21	13	13
8歳	28	23	19	24	20	11	22	21	15	21	13
9歳	32	27	22	18	23	19	11	22	21	15	21
10歳	36	32	26	23	18	23	19	11	22	21	15
11歳	25	35	33	25	22	18	23	19	11	22	21
6～11歳	167	164	142	119	115	113	110	108	102	104	97
12歳	32	23	36	33	25	23	19	24	20	12	23
13歳	27	31	22	36	32	24	22	18	23	19	11
14歳	43	26	31	22	36	32	24	22	18	23	19
12～14歳	102	80	89	91	93	79	65	64	61	54	53
0～14歳	399	361	347	323	315	290	270	258	248	243	232
15～64歳	2,053	1,998	1,912	1,829	1,747	1,688	1,642	1,593	1,540	1,505	1,452
65歳以上	1,574	1,610	1,599	1,589	1,589	1,615	1,543	1,526	1,491	1,458	1,423
合計	4,026	3,969	3,858	3,741	3,651	3,593	3,455	3,377	3,279	3,206	3,107

3. 量の見込みと確保方策

(1) 各年度における幼児期の学校教育・保育の充実

現在、町内では私立幼稚園2か所、町立の保育所1か所が設置されていますが、将来的には、私立幼稚園の同意のもと、町立保育所は認定こども園へ移行することを検討します。

また、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）や認可外保育施設の利用については、計画値として量を見込みませんが、町外の施設利用を希望する保護者の意向を尊重し、一人ひとりの子どもの実情に応じてサービスを選択し利用できるよう支援します。

【教育・保育の認定区分】

- 1号認定…満3歳以上の幼児教育を利用する子ども（法第19条第1項第1号）
- 2号認定…満3歳以上の幼児教育と保育が必要な子ども（法第19条第1項第2号）
- 3号認定…3歳未満の保育を必要とする子ども（法第19条第1項第3号）

【教育・保育施設】

- 幼稚園……認定区分1号の子どもが利用できる施設
- 保育所……認定区分2号、3号の子どもが利用できる施設
- 認定こども園…認定区分1号、2号、3号の子どもが利用できる施設

【町内の教育・保育施設定員】

- 中央保育所…60人
- のぞみ幼稚園、上川幼稚園…各70人
- 認定子ども園…定員100人で令和6年度の開設をめざす

① 1号認定（幼稚園・認定こども園／3歳以上）

区分／単位：人	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	40	40	40	38	38
1号認定	17	17	17	16	16
2号認定で教育の意向が強い	23	23	23	22	22
確保方策	40	40	40	38	38
実績	39	37	44	35	32

区分／単位：人	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	29	25	25	25	24
1号認定	16	14	14	14	13
2号認定で教育の意向が強い	13	11	11	11	11
確保方策	40	40	40	40	40

② 2号認定（保育所・認定こども園／3歳以上）

区分／単位：人	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	19	19	20	18	18
確保方策	19	19	20	18	18
実績	23	25	28	28	27

区分／単位：人	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	16	14	14	14	13
確保方策	30	30	30	30	30

③ 3号認定（保育所・認定こども園／3歳未満）

区分／単位：人	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	22	23	21	21	19
0歳	8	8	7	7	6
1歳・2歳	14	15	14	14	13
確保方策	22	23	21	21	19
実績	26	26	17	21	20

区分／単位：人	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	22	21	20	19	19
0歳	4	4	4	4	4
1歳・2歳	18	17	16	15	15
確保方策	30	30	30	30	30

(2) 地域子ども子育て支援事業

①時間外保育

これまで、保護者から閉所日・時間外の保育希望がなかったことや、保育士の確保が困難であったため実施していませんが、保育所の認定こども園移行と併せて実施を検討します。

区分／単位：人	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	21	21	21	20	19
確保方策	0	0	21	20	19
実績	0	0	0	0	0

区分／単位：人	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	21	21	21	20	19
確保方策	0	0	0	0	19

②放課後児童健全育成事業

現在、家庭に保護者がいない児童とスクールバス利用児童を対象として「学童保育センター（定員75人・低学年優先）」を開設しています。

アンケート調査では、高学年の利用希望は把握できませんでしたが、発達支援や時間延長の要望もあることから、指導員とスペースの確保、内容の見直しについて検討します。

区分／単位：人（日）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	73	65	58	55	54
低学年	43	40	37	35	35
高学年	30	25	21	20	19
確保方策	73	65	58	55	54
実績	44	48	29	40	42

区分／単位：人（日）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	25	25	21	20	18
低学年	25	25	21	20	18
高学年	0	0	0	0	0
確保方策	75	75	75	75	75

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭での養育が一時的に困難な場合に対処するため実施を検討してきましたが、アンケート調査でも利用希望が確認できないため、当面、実施を見送ることとします。

区分／単位：人（日）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

区分／単位：人（日）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談・支援を行い、乳幼児と保護者が交流するため「子育て支援センター」を開設しています。

今後も実施内容等の見直しを行いながら学習や交流の促進、情報提供に努めます。

区分／単位：人（月延）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	67	67	64	61	58
確保方策	67	67	64	61	58
実績	153	162	118	100	106

区分／単位：人（月延）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	114	107	102	102	102
確保方策	114	107	102	102	102

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが困難な乳幼児を一時的に預かる事業です。

町内2私立幼稚園において、在園児を対象とする「幼稚園型」と在園児ではない3歳未満の乳幼児を対象とする「一般型」に区別して実施します。

【幼稚園型】

区分／単位：人（年延）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	3,054	3,054	3,154	2,954	2,954
1号認定	155	155	160	150	150
2号認定	2,899	2,899	2,994	2,804	2,804
確保方策	0	0	3,154	2,954	2,954
実績	3,691	3,943	2,496	2,395	2,248

区分／単位：人（年延）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1,634	1,438	1,471	1,465	1,373
1号認定	9	8	8	8	8
2号認定	1,625	1,430	1,463	1,463	1,365
確保方策	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

【一般型】

区分/単位：人（年延）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	746	746	741	699	677
確保方策	0	0	741	699	677
実績	0	0	1,393	834	1,614

区分/単位：人（年延）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1,066	965	954	954	920
確保方策	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

⑥病児病後児保育事業

病児等の対応のため専用スペースを確保し、看護師等の専門職を配置して一時的に保育する事業です。

専用スペース、職員体制の確保など課題がありますが、一定程度のニーズが存在することから、保育所の認定こども園移行と併せて実施を検討します。

区分/単位：人（年延）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	272	272	272	257	250
確保方策	0	0	272	257	250
実績	0	0	0	0	0

区分/単位：人（年延）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	286	259	256	256	247
確保方策	0	0	0	0	247

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

これまで、登録会員（2人）のサービス利用実績はありませんが、児童の臨時的・突発的な預かり希望に対応するため、広域で実施する総合援助活動事業「上川中部こども緊急さぼねっと」への会員登録を促し、利用を促進します。

区分/単位：人（日）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

区分/単位：人（日）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

⑧利用者支援事業

本町においては待機児童もなくニーズもないため、既存の機関等で対応します。

区分/単位：箇所	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

区分/単位：箇所	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

⑨妊産婦に対する健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠の届出のあった妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠期に受けることが望ましい健診回数 14 回の基本的な健診項目について助成します。

区分／単位：人・回		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	人数	21	21	20	19	18
	健診回数	294	294	280	266	252
確保方策	人数	21	21	20	19	18
	健診回数	294	294	280	266	252
実績	人数	16	20	18	19	20
	健診回数	160	239	232	262	246

区分／単位：人（日）		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	人数	13	13	12	13	13
	健診回数	182	182	168	182	182
確保方策	人数	13	13	12	13	13
	健診回数	182	182	168	182	182

⑩乳幼児家庭全戸訪問事業

新生児のいる全ての家庭に対して保健師等が訪問し、妊産婦の健康状態や新生児の発育状況、養育環境の把握を行い、疾病予防や食育に関する知識など、子育てに関する情報提供や助言を行います。

区分／単位：人		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		21	20	19	18	17
確保方策		21	20	19	18	17
実績		15	18	18	16	18

区分／単位：人		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み		13	13	12	13	13
確保方策		13	13	12	13	13

⑪養育支援訪問事業

未熟児や育児不安、産後うつなど養育支援が必要な家庭に対して、保健師等が家庭訪問を実施し、適切な支援を行います。

区分／単位：人		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保方策		2	2	2	2	2
実績		2	2	2	5	3

区分／単位：人		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保方策		2	2	2	2	2

第6章 計画の推進

1. 計画を実現するための協力体制

本計画を実現するためには、計画を所管する保健福祉課と教育委員会、保育所など行政組織内の横断的な協力体制はもとより、私立幼稚園など民間事業者や子どもの保護者との連携が不可欠です。このまちの教育と保育に関わるすべての関係者に計画の趣旨や制度を理解していただき、その課題について広く協議できる体制を構築し、行政、民間、保護者がそれぞれやるべきことを分担し合い、互いに補う協力体制が無ければ計画目標の達成はできないものと考えます。

本計画においては、これまで実施できていない地域子ども子育て支援事業の取り組み等様々な課題がある中で、町立保育所の認定こども園移行が最大の課題であり、本町の教育・保育の体制は大きな転換期を迎えようとしています。

このことに伴い、保育所や学校とともに本町の教育・保育の中核を担ってきたふたつの私立幼稚園の方向性の確認は、計画の進捗に大きな影響を与える事案でもありますので、両幼稚園の意向を尊重しながら慎重な議論が求められます。

このことについては、令和元年12月に設置した「認定こども園建設検討委員会」において重点的に協議を進めていきますが、子育て支援センターの開設、児童館の併設、時間外保育・病児病後児保育の実施、障がい児保育など関連する事業の実施についても、認定こども園建設協議と併せて検討していくこととします。

2. 計画の点検・評価

本計画の点検・評価については、「上川町子ども・子育て会議」において毎年実施します。

本計画に掲載した事業が、計画の理念に沿って適切に実施されているかを逐次確認し、見直すべき部分があれば修正を加えながら、将来にわたって安定的に教育・保育サービス等を提供し続けられるよう事業を展開していきます。

資料編

- 上川町子ども・子育て会議設置要綱、委員名簿、検討経過
- 子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果
- 子ども・子育て支援事業サービス見込み量算出結果
- 子ども・子育て制度の概要（参考）

○上川町子ども・子育て会議設置要綱

平成25年10月1日
上川町要綱第24号

(設置)

第1条 総合的かつ計画的に子ども・子育て支援に関する事業を実施するにあたり、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者からの意見を聴取し、地域の実情に即した実効性のある内容のものとするために、上川町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関する事。
- (2) 上川町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (4) 上川町次世代育成支援行動計画の評価に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する事。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15名以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援事業関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選によって選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(個人情報保護)

第7条 子ども・子育て会議の委員は、個人情報の保護に十分に留意し、職務上知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 子ども・子育て会議の事務局は、保健福祉課に置く。

(謝礼金)

第9条 会議の謝礼は、会長及び委員の別に支給するものとし、その額は上川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年条例第2号）別表第1その他委員等の規定の60%以内の額とする。

(費用弁償)

第10条 委員が会議に出席し、その他公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、町内については、交通費及び車賃とする。

- 2 前項に規定する旅費は、上川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第2その他委員等の規定を適用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○委員名簿

※令和元年度

区 分	所 属	氏 名
子どもの 保 護 者	のぞみ幼稚園父母の会副会長	木 島 美 貴
	上川幼稚園父母の会副会長	中 井 喜 春
	中央保育所父母の会会長	陰 山 聖 子
事業主代表	商工会事務局長	渡 辺 多賀志
労働者代表	地区連合会長	小板橋 一 彦 沖 野 祐 樹 (R2.3～)
子育て支援 事業関係者	上川幼稚園長	伊 藤 聖 健
	のぞみ幼稚園長	安 藤 智 昭
	中央保育所長・子育て支援センター所長	梅 本 英 幸
	上川小学校長・学童保育センター所長	伊 端 俊 紀
	上川医療センター院長	安 藤 高 志
	民生委員・児童委員協議会主任児童委員	石 川 喜和子 小 林 享 子 (R2.3～)
学識経験者	小中学校校長会長・上川中学校長	武 田 聡
	社会福祉協議会事務局長	館 山 孝 佳

○検討経過

会議名	日時・場所	検討事項	備考
子ども・子育て情報 交換会（四者懇談）	R1.6.27 役場応接室	・子ども・子育てに係る福祉行政の 状況について ・幼稚園・保育所連携事業及び上川 町保育士研修会の開催について ・公立保育所建替検討委員会（仮） について	保健福祉課 中央保育所 のぞみ幼稚園 上川幼稚園
第1回（通算第10回） 子ども・子育て会議	R1.9.10 役場中会議室	・子ども・子育て関係事業実績報告 ・令和元年10月以降の利用者負担軽 減（幼児教育無償化）について	委員10名
第1回 認定こども園 建設検討委員会議	R2.2.13 たいせつの絆	・上川町新保育所整備計画（案）に ついて	委員14名
第2回（通算第11回） 子ども・子育て会議	R2.3.9 役場中会議室	・第2期子ども・子育て支援事業計 画の策定について	委員10名

子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果(抜粋)

調査概要

調査の目的

本調査は、「第2期上川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

調査対象者

- 就学前児童調査 : 上川町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 小学生児童調査 : 上川町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方

調査方法

- 就学前児童調査 : 郵送による配布、回収調査
- 小学生児童調査 : 郵送による配布、回収調査

調査期間

平成31年1月18日(金)～2月4日(月)に実施

回収状況

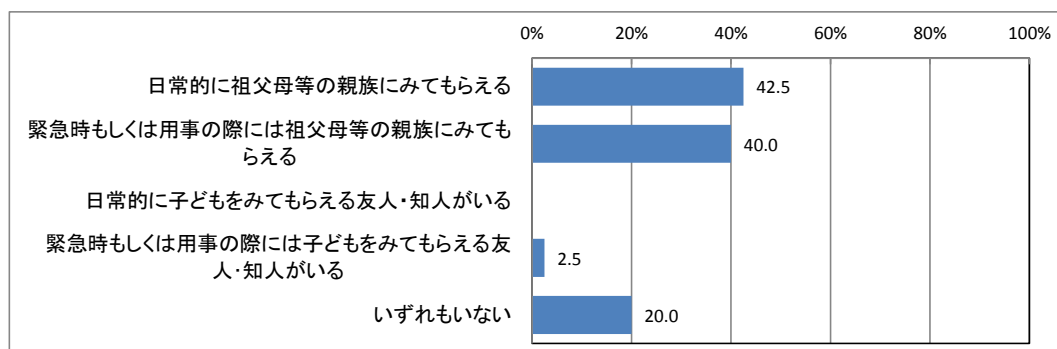
	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	86	40	46.5%
小学生児童調査	65	37	56.9%

報告書利用上の注意

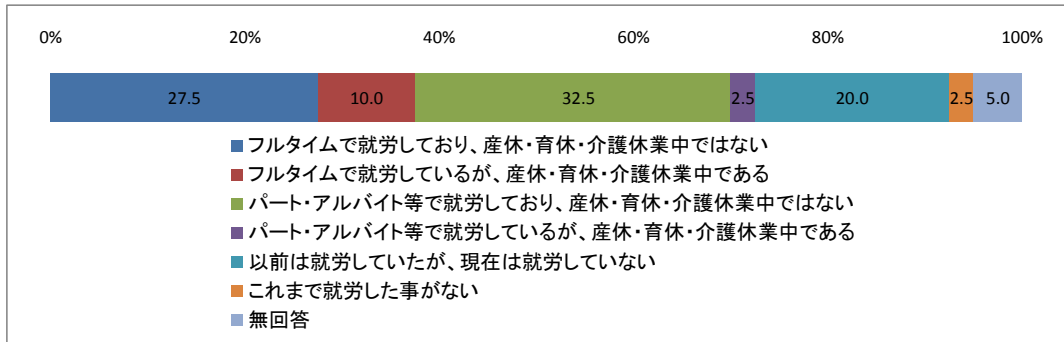
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n=”は、各設問の対象者数を表しています。

○就学前児童調査

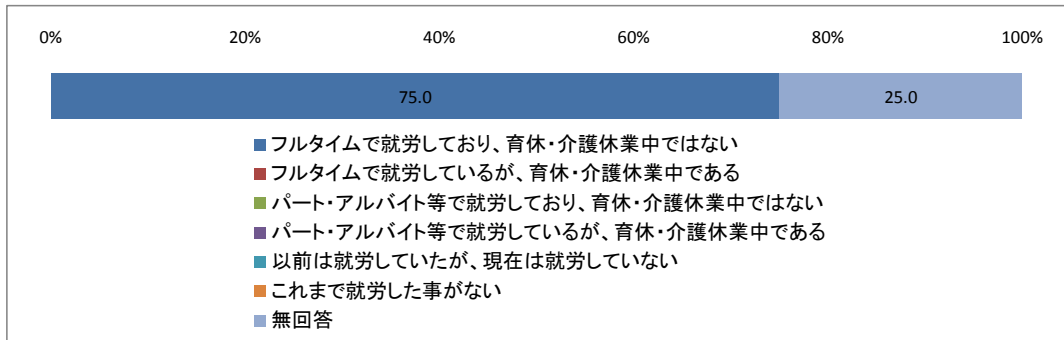
問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



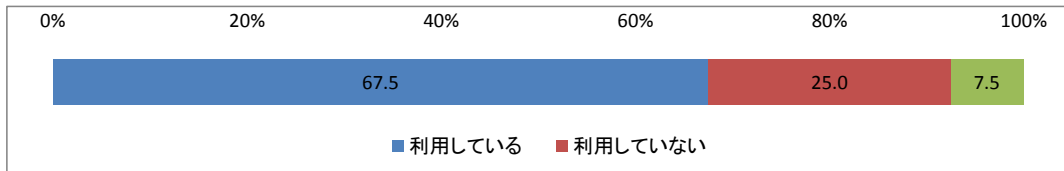
問12 宛名のお子さんの母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)についてお答えください



問13 宛名のお子さんの父親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)についてお答えください。

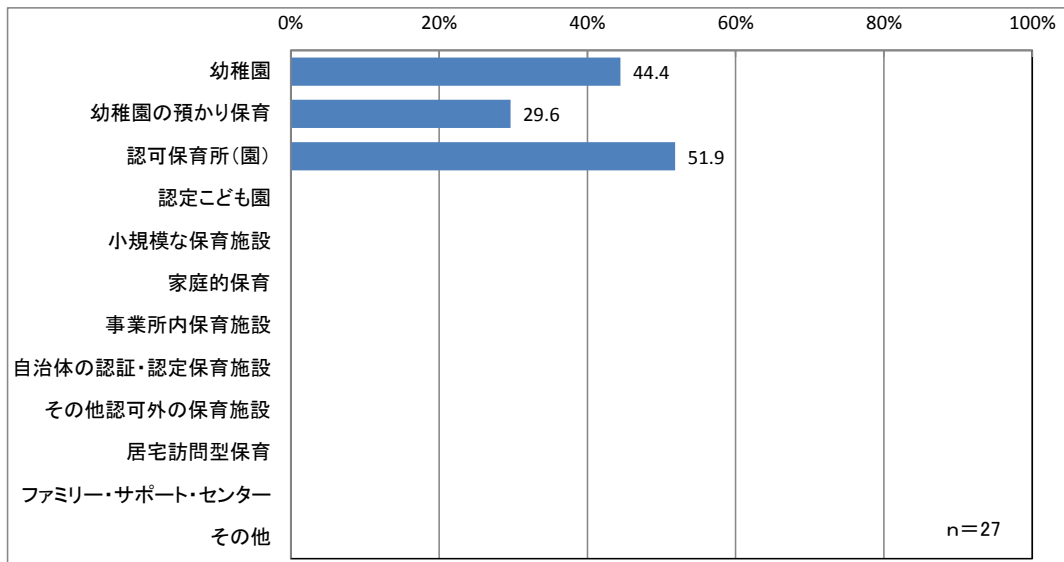


問14 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所(園)などの「定期的な教育・保育サービス」を利用されていますか。



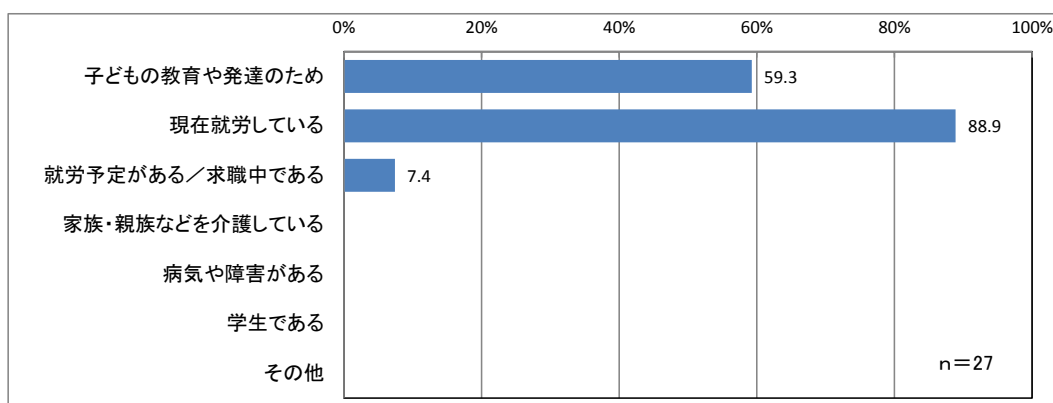
(問14で「1. 利用している」と回答された方におうかがいします。)

問15-1 宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育のサービスを利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用しているサービスをお答えください。(複数回答)

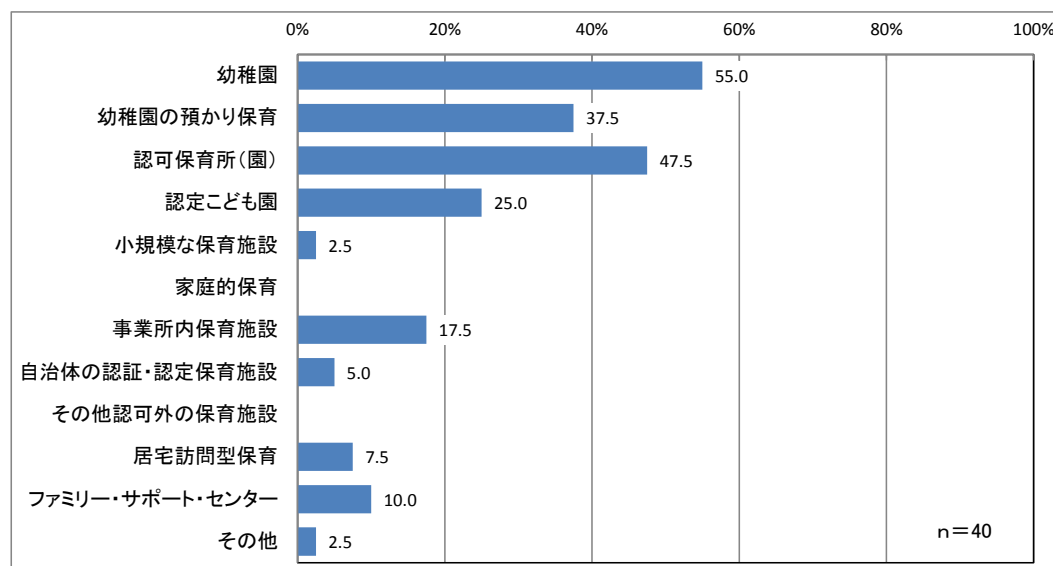


(問14で「1. 利用している」と回答された方におうかがいします。)

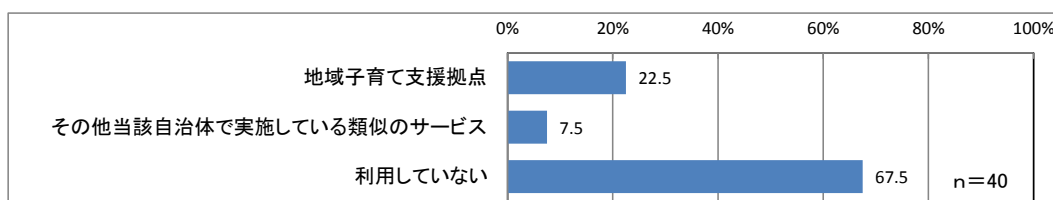
問15-4 平日に定期的に教育・保育のサービスを利用されている主な理由は何ですか。(複数回答)



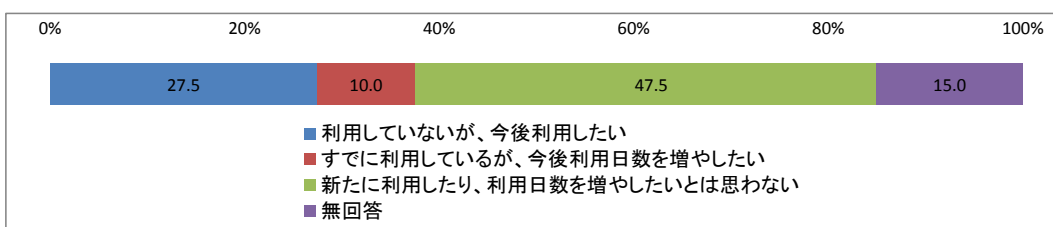
問16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育のサービスとして、「定期的に」利用したいと考えるサービスをお答えください。(複数回答)



問17 宛名のお子さんは、現在、子育て支援センターを利用していますか。利用しているサービスをお答えください。(複数回答)

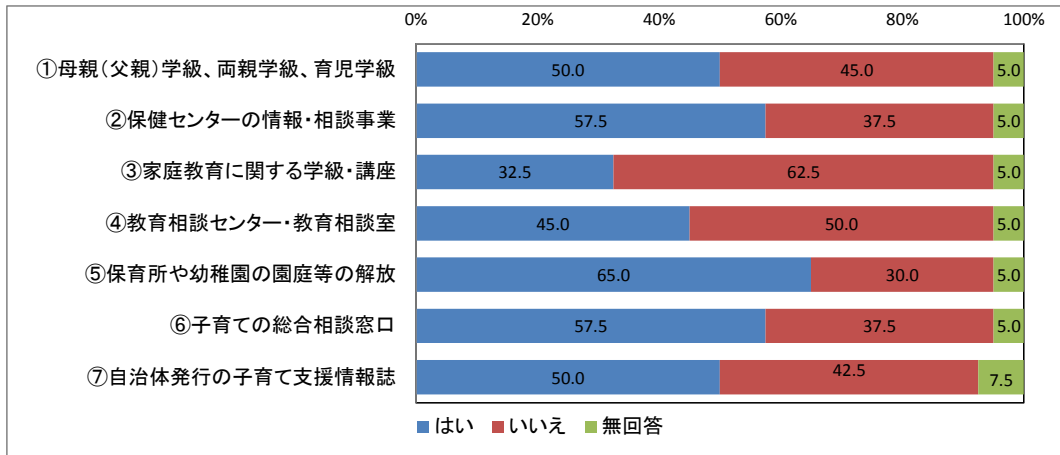


問18 問17のような子育て支援センターについて、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは利用日数を増やしたいと思いませんか。

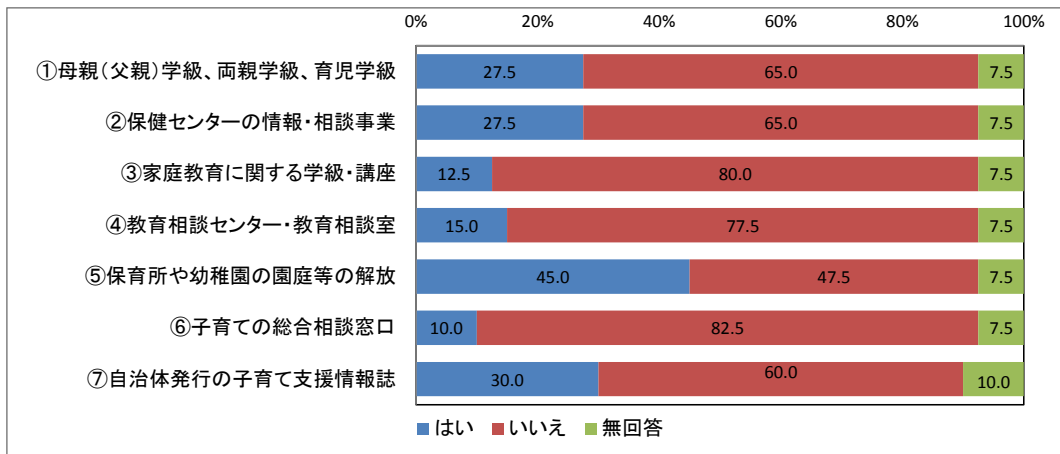


問19 下記のサービスで知っているものや、これまでに利用した事があるもの、今後、利用したいと思うものについて、サービスごとにお答えください。

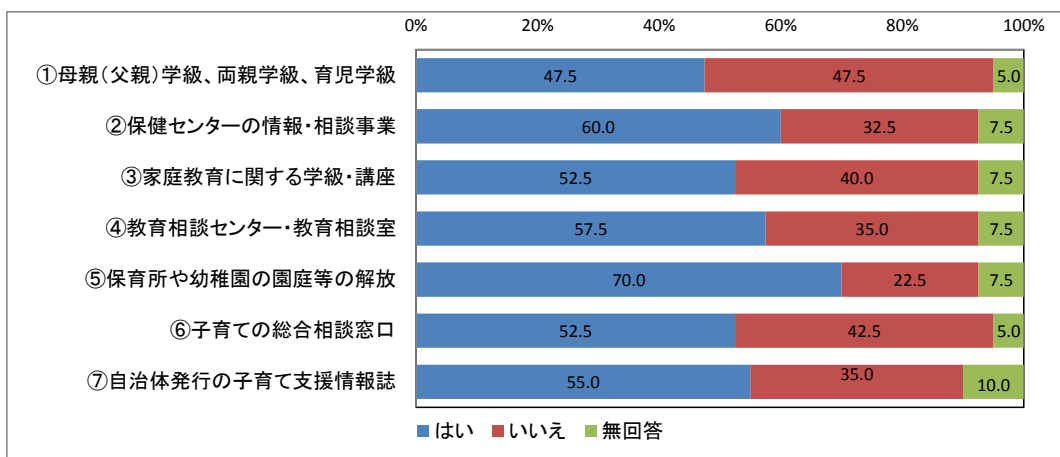
A 知っている



B これまでに利用したことがある

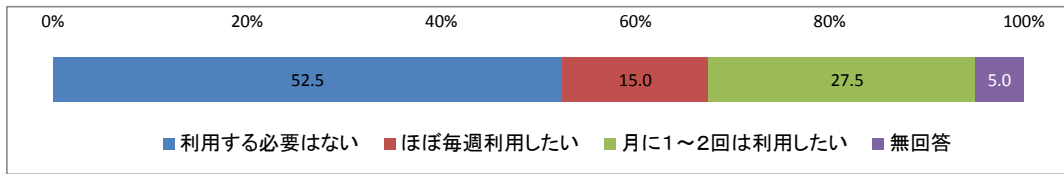


C 今後利用したい

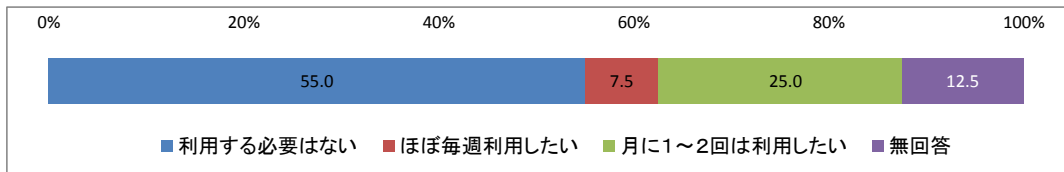


問20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育サービスの利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。

問20-1 土曜日

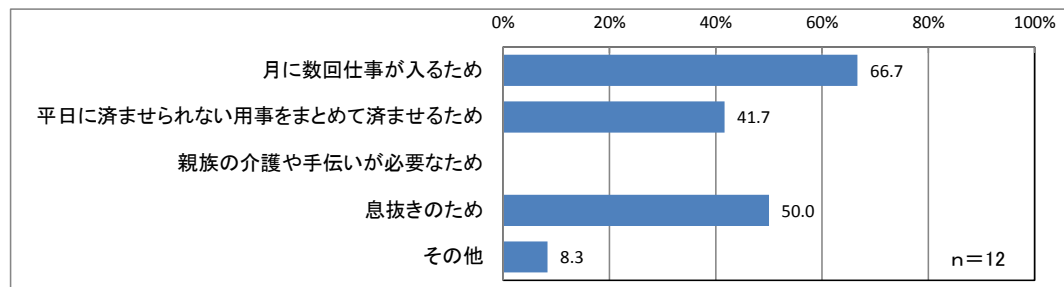


問20-2 日曜・祝日



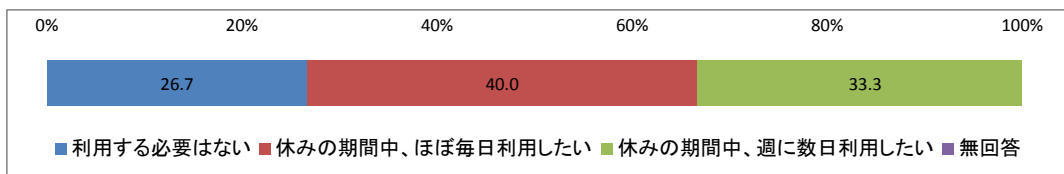
(問20-1もしくは問20-2で「3. 月に1~2回は利用したい」と回答された方におうかがいします。)

問20-3 毎週ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。(複数回答)

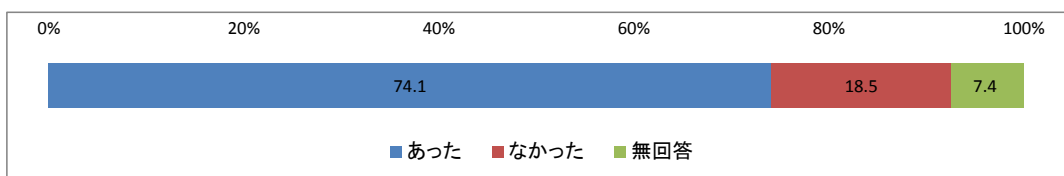


(幼稚園を利用されている方におうかがいします。)

問21 宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育サービスの利用を希望しますか。

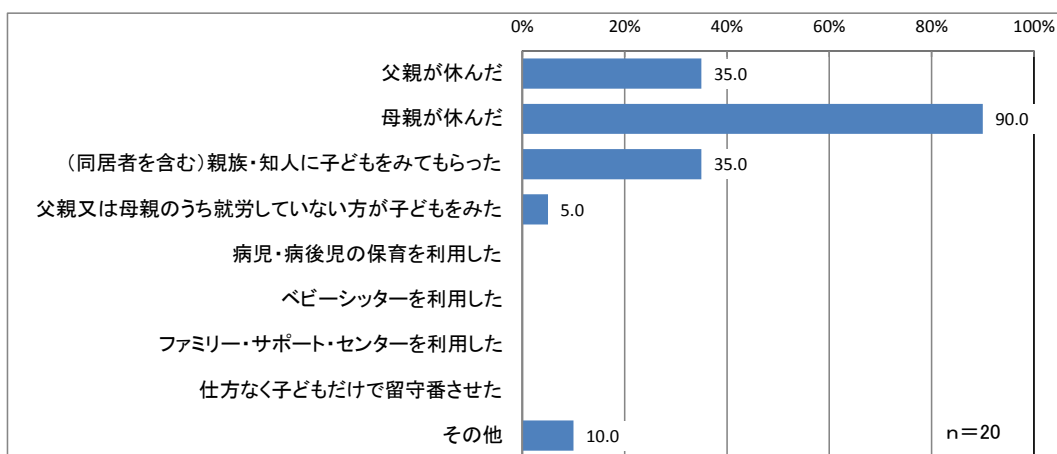


問22 この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常のサービスが利用できなかったことはありますか。



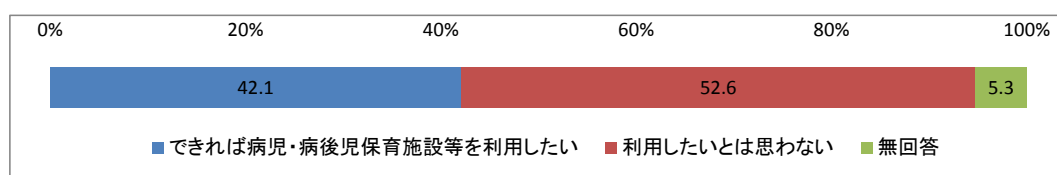
(問22で「1. あった」と回答した方におうかがいします。)

問22-1 宛名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育サービスが利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法をご記入ください。(複数回答)



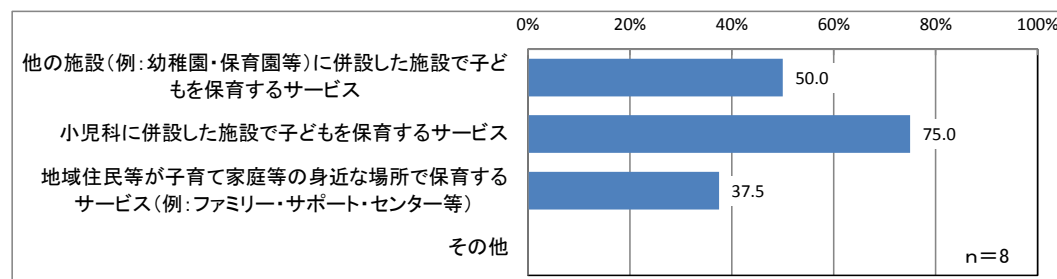
(問22-1で「ア.」「イ.」のいずれかを回答した方におうかがいします。)

問22-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。



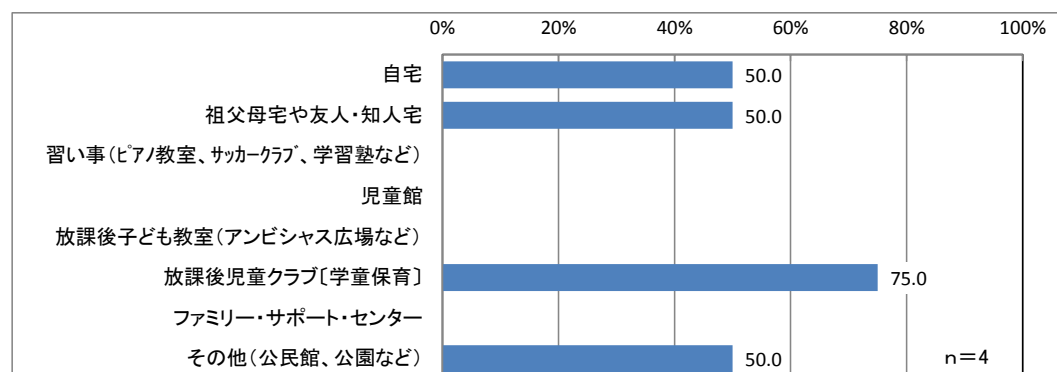
(問22-2で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方におうかがいします。)

問22-3 上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれのサービスが望ましいと思いますか。(複数回答)

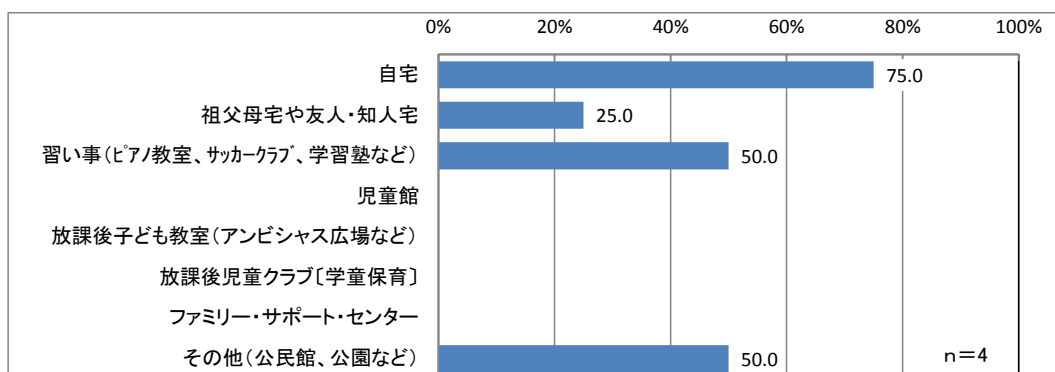


(宛名のお子さんが5歳以上である方におうかがいします。)

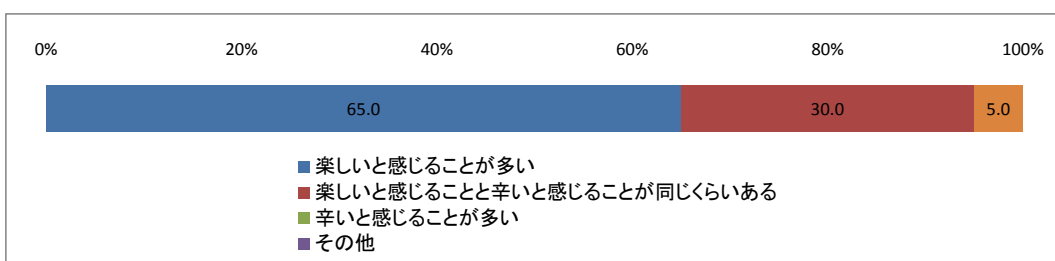
問26 宛名のお子さんについて、小学校低学年(1~3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)



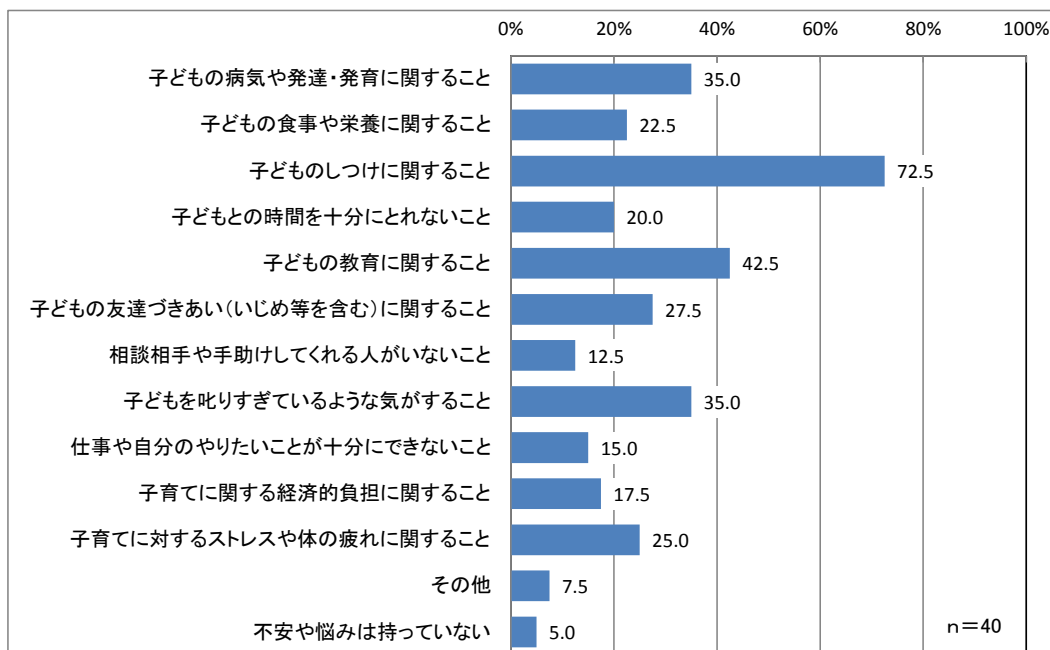
問27 宛名のお子さんについて、小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。だいたいの話になりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。(複数回答)



問31 あなたは自分にとって子育てが楽しいと感じることが多いと思いますか。それともつらいと思うことが多いと思いますか。

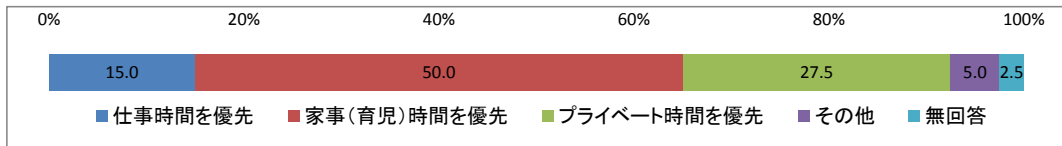


問32 あなたは、子育てをする上でどのような不安や悩みを持っていますか。(複数回答)

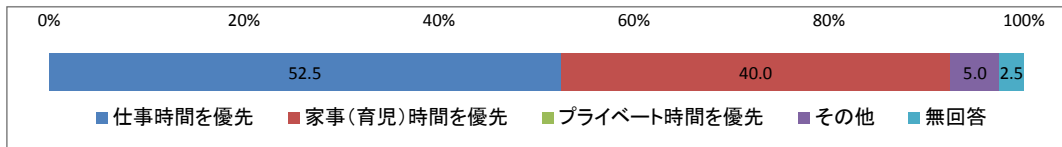


問34 あなたの生活の中での「仕事時間」と「家事(育児)・プライベートの生活時間」の優先度についておうかがいします。「希望」と「現実」についてそれぞれお答えください。

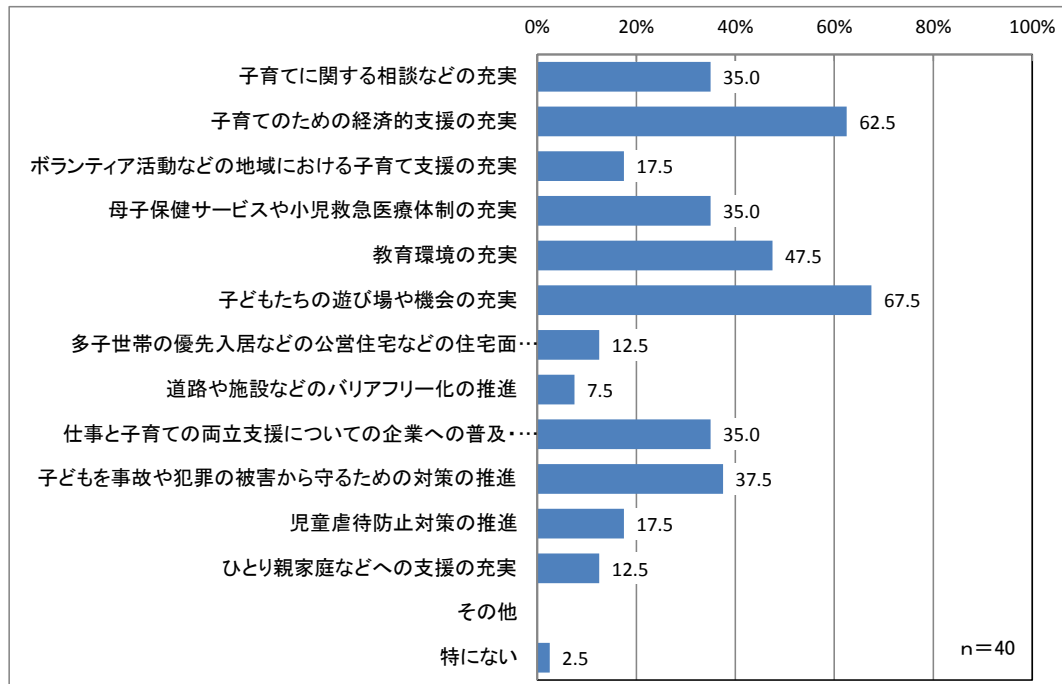
問34-1 希望



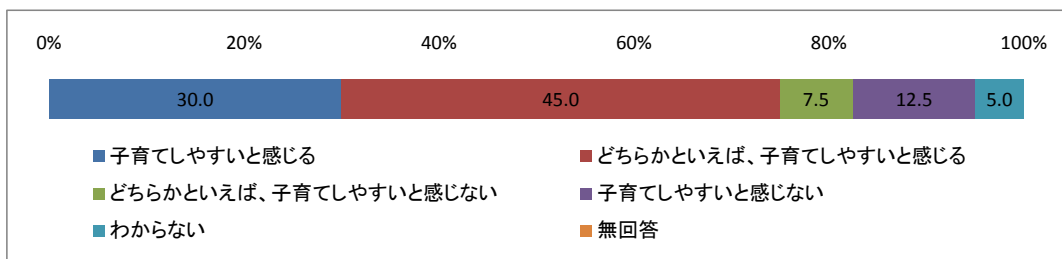
問34-2 現実



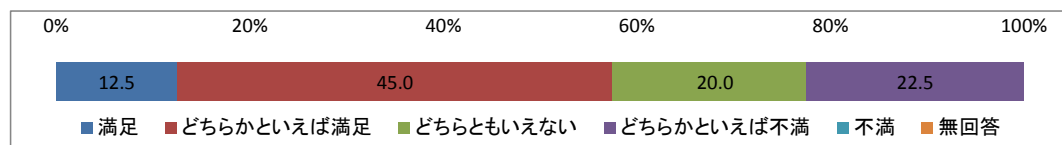
問35 子育てのために充実してほしいことは何ですか。(複数回答)



問36 上川町は子育てがしやすいまちだと感じますか。

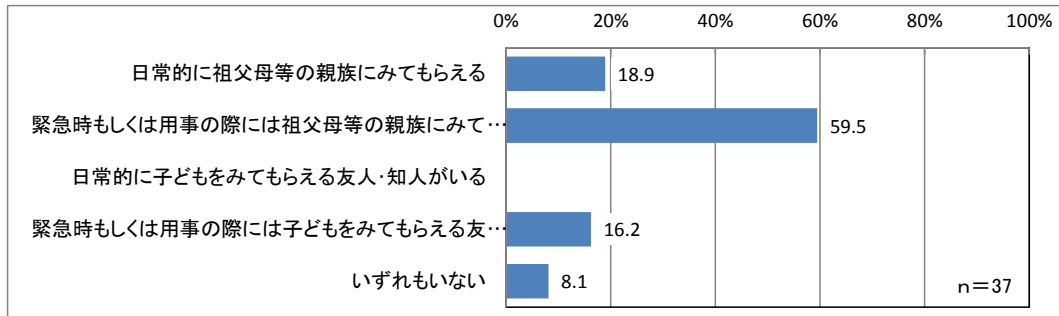


問37 上川町における子育ての環境や支援への満足度についてお聞きします。

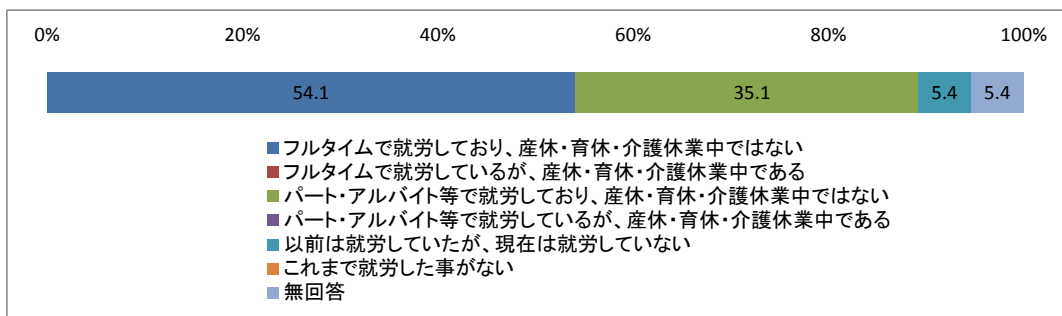


○小学生児童調査

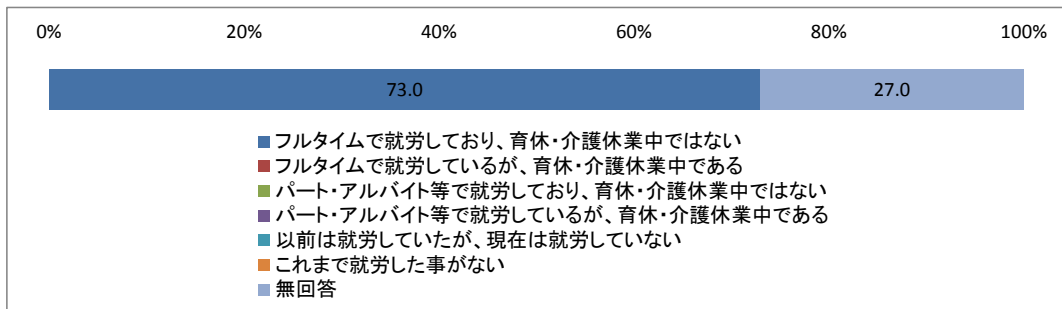
問7 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



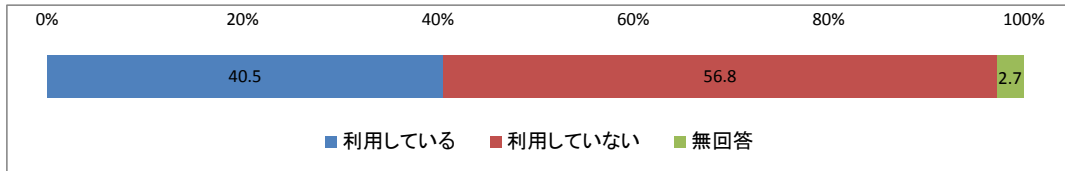
問10 宛名のお子さんの母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)についてお答えください。



問11 宛名のお子さんの父親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)についてお答えください。

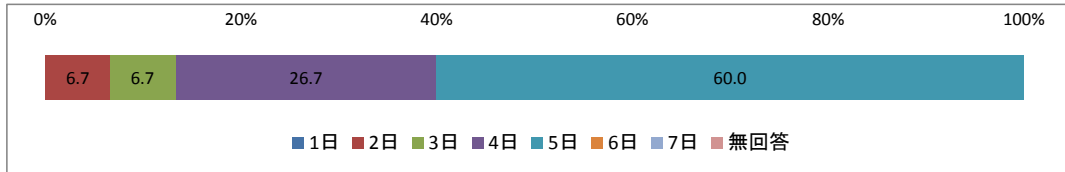


問12 宛名のお子さんは現在、放課後児童クラブを利用していますか。

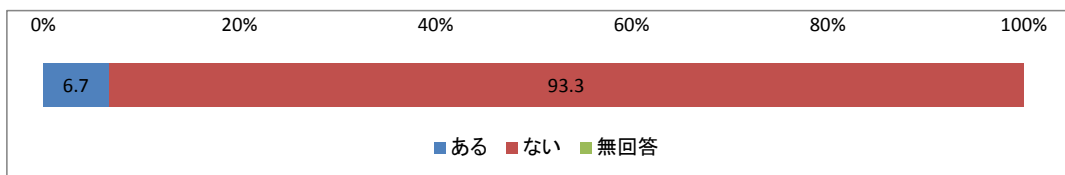


(問12で「1. 利用している」と回答した方におうかがいします。)

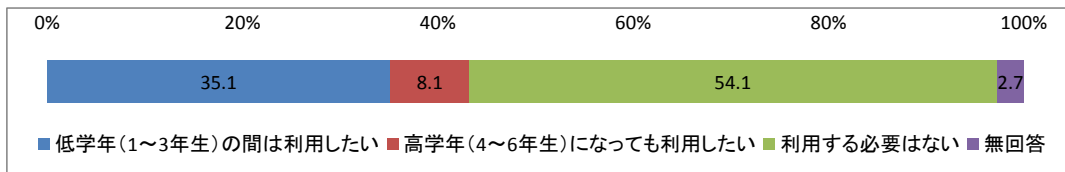
問12-1 放課後児童クラブの利用日数はどれくらいですか。



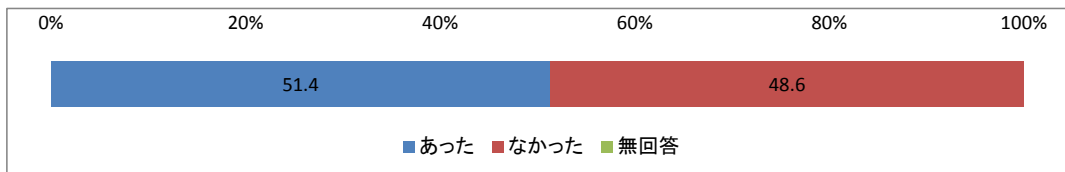
うち土曜日の利用



問13 宛名のお子さんについて、今後、平日の放課後児童クラブの利用希望はありますか。

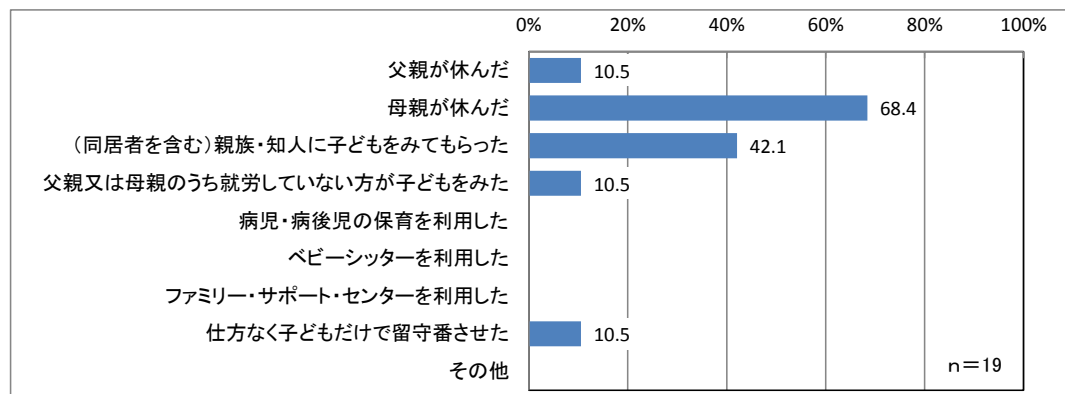


問16 この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで学校を休んだことはありますか。



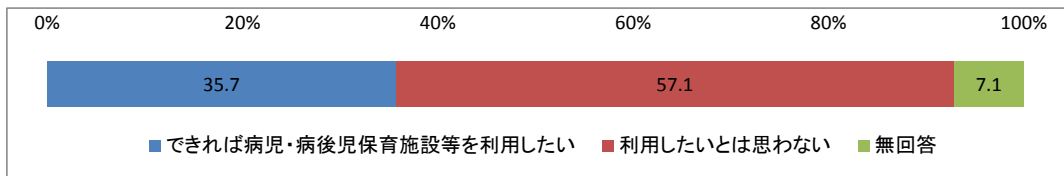
(問16で「1. あった」と回答した方におうかがいします。)

問16-1 宛名のお子さんが病気やケガで学校を休んだ場合に、この1年間に行った対処方法と、その日数をご記入ください。(複数回答)



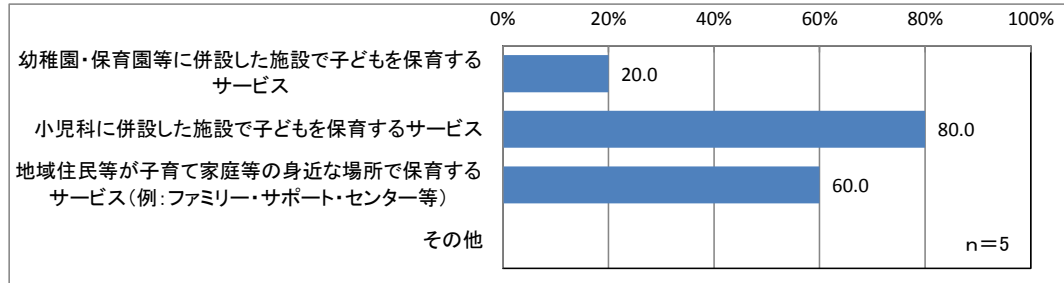
(問16-1で「1.」「2.」と回答した方のみお答えください。)

問16-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

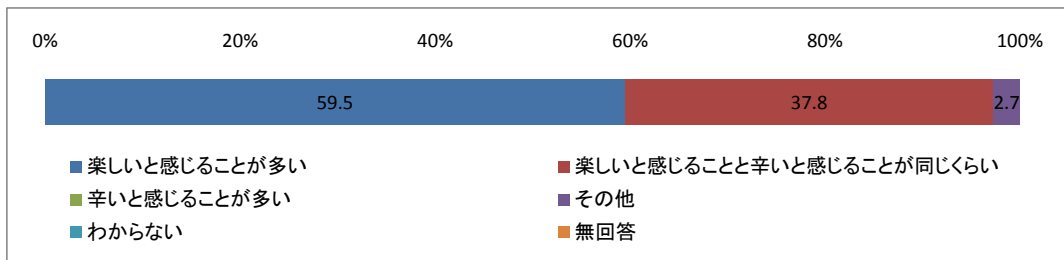


(問16-2で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方におうかがいします。)

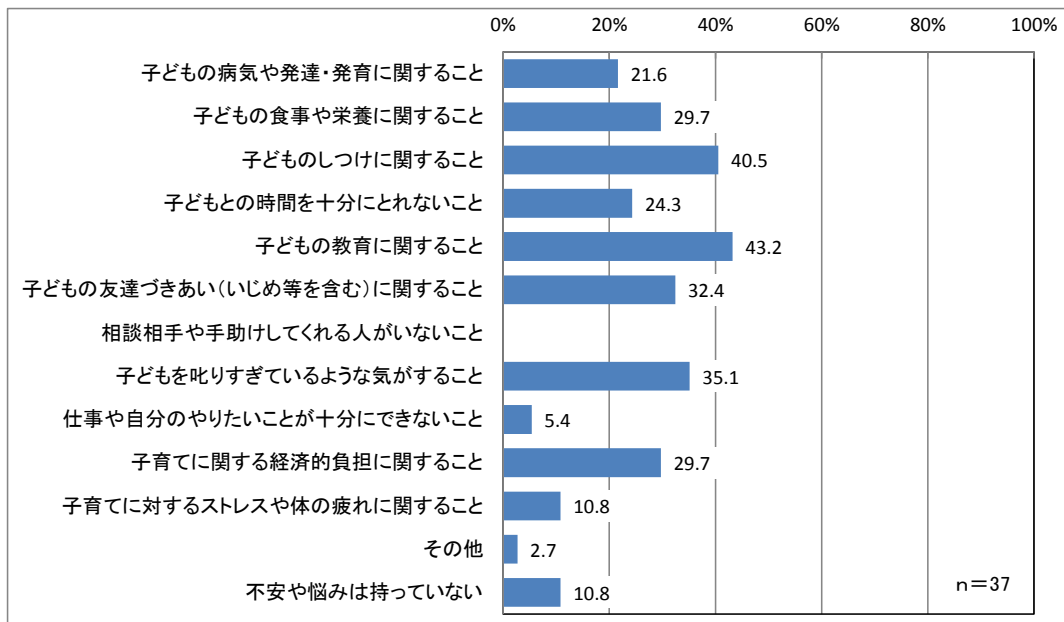
問16-3 上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれのサービスが望ましいと思いますか。(複数回答)



問17 あなたは自分にとって子育てが楽しいと感じることが多いと思いますか。それともつらいと思うことが多いと思いますか。

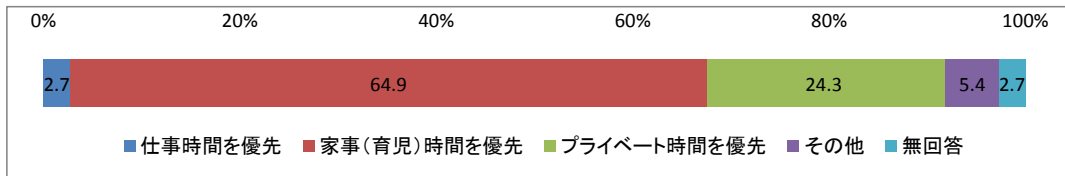


問18 あなたは、子育てをする上でどのような不安や悩みを持っていますか。(複数回答)

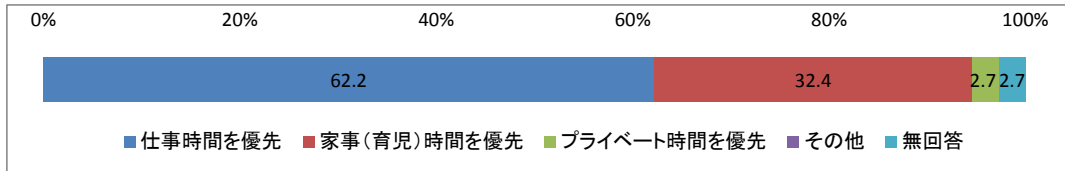


問20 あなたの生活の中での「仕事時間」と「家事(育児)・プライベートの生活時間」の優先度についてお聞きいたします。「希望」と「現実」についてそれぞれお答えください。

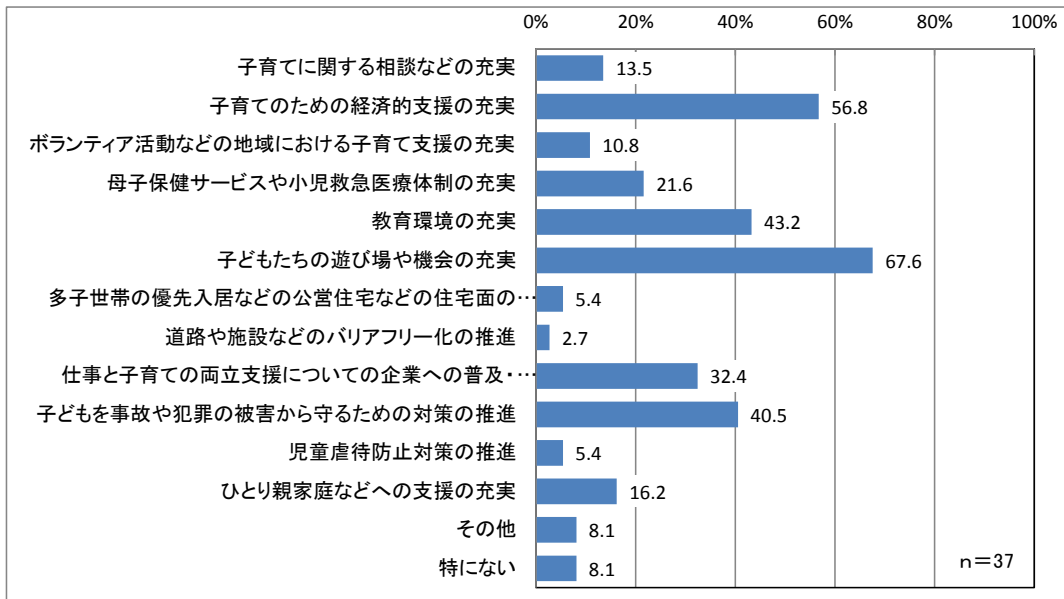
問20-1 希望



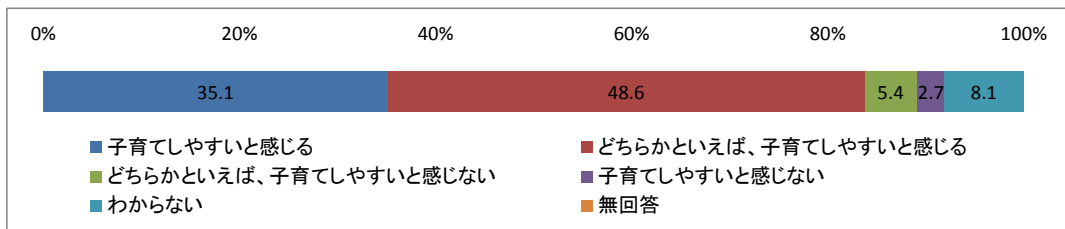
問20-2 現実



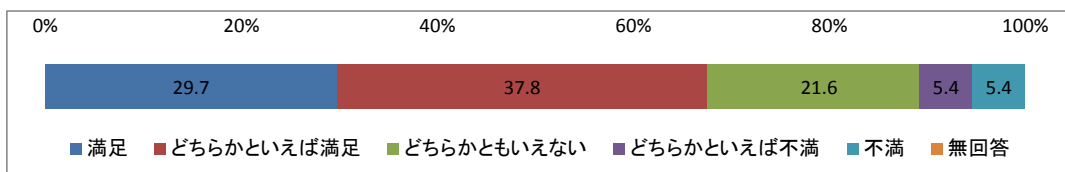
問21 子育てのために充実してほしいことは何ですか。(複数回答)



問22 上川町は子育てがしやすいまちだと感じますか。



問23 上川町における子育ての環境や支援への満足度についてお聞きします。



子ども・子育て支援事業サービス見込み量算出結果

潜在的な家族類型と対象年齢ごとにアンケート調査から求められる各種サービスに関する利用意向率等を、年度ごとの推計人口と乗算し、算出された各種サービスの見込み量は下記のとおりです。

1. 教育・保育

■0歳家庭のみ

①<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)

	推計児童数 (2020年度)	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人	人	人	人	人	人
タイプA ひとり親	13	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム		4	4	4	4	4
タイプC フルタイム×パートタイム		0	0	0	0	0
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
全体	13	4	4	4	4	4

【注】上記の児童数「全体」は、0歳児人口総数であり、他の家族類型の児童も含まれる。(以下同様)

■1・2歳家庭のみ

①<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)

	推計児童数 (2020年度)	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人	人	人	人	人	人
タイプA ひとり親	32	5	4	4	4	4
タイプB フルタイム×フルタイム		5	4	4	4	4
タイプC フルタイム×パートタイム		9	8	8	8	8
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
全体	32	18	17	16	15	15

■3歳～就学前家庭のみ

①<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)

	推計児童数 (2020年度)	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人	人	人	人	人	人
タイプC' フルタイム×パートタイム2	50	13	11	11	11	11
タイプD 専業主婦(夫)		3	3	3	3	3
タイプE' パート×パート2		0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業		0	0	0	0	0
全体	50	16	14	14	14	13

②<2号認定>(幼稚園)

	推計児童数 (2020年度)	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人	人	人	人	人	人
タイプA ひとり親	50	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム		9	8	8	8	8
タイプC フルタイム×パートタイム		3	3	3	3	3
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
全体	50	13	11	11	11	11

③<2号認定>(認定こども園及び保育所)

	推計児童数 (2020年度)	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人	人	人	人	人	人
タイプA ひとり親	50	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム		13	11	11	11	11
タイプC フルタイム×パートタイム		3	3	3	3	3
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
全体	50	16	14	14	14	13

2-1. 時間外保育事業

	推計児童数 (2020年度)	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人	人	人	人	人	人
タイプA ひとり親	95	9	8	8	8	8
タイプB フルタイム×フルタイム		31	28	27	27	26
タイプC フルタイム×パートタイム		0	0	0	0	0
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
全体	95	39	36	35	35	34

2-2. 放課後児童健全育成事業

<低学年>

	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム	25	25	21	20	18
タイプC フルタイム×パートタイム	0	0	0	0	0
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
全体	25	25	21	20	18

<高学年>

	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム	0	0	0	0	0
タイプC フルタイム×パートタイム	0	0	0	0	0
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
全体	0	0	0	0	0

2-3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

	推計児童数 (2020年度)	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人	人	人	人	人	人
タイプA ひとり親	95	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム		0	0	0	0	0
タイプC フルタイム×パートタイム		0	0	0	0	0
タイプC' フルタイム×パートタイム2		0	0	0	0	0
タイプD 専業主婦(夫)		0	0	0	0	0
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
タイプE' パート×パート2		0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業	0	0	0	0	0	
全体	95	0	0	0	0	0

2-5. 地域子育て支援拠点事業

	推計児童数 (2020年度)	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人	人	人	人	人	人
タイプA ひとり親	45	19	18	17	17	17
タイプB フルタイム×フルタイム		25	24	23	23	23
タイプC フルタイム×パートタイム		3	3	3	3	3
タイプC' フルタイム×パートタイム2		6	5	5	5	5
タイプD 専業主婦(夫)		62	58	55	55	55
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
タイプE' パート×パート2		0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業	0	0	0	0	0	
全体	45	114	107	102	102	102

2-6. 一時預かり他

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)>

	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプC' フルタイム×パートタイム2	0	0	0	0	0
タイプD 専業主婦(夫)	9	8	8	8	8
タイプE' パート×パート2	0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業	0	0	0	0	0
全体	9	8	8	8	8

<2号認定による定期的な利用>

	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム	1,138	1,001	1,024	1,024	956
タイプC フルタイム×パートタイム	488	429	439	439	410
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
全体	1,625	1,430	1,463	1,463	1,365

<上記以外>

	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	15	13	13	13	13
タイプB フルタイム×フルタイム	390	353	349	349	336
タイプC フルタイム×パートタイム	30	27	27	27	26
タイプC' フルタイム×パートタイム2	623	564	558	558	538
タイプD 専業主婦(夫)	8	8	8	8	8
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
タイプE' パート×パート2	0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業	0	0	0	0	0
全体	1,066	965	954	954	920

2-7. 病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

<0~5歳以下家庭のみ>

	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム	241	219	216	216	208
タイプC フルタイム×パートタイム	45	40	40	40	38
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
全体	286	259	256	256	247

2-8. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)

<低学年>

	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム	0	0	0	0	0
タイプC フルタイム×パートタイム	0	0	0	0	0
タイプC' フルタイム×パートタイム2	0	0	0	0	0
タイプD 専業主婦(夫)	0	0	0	0	0
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
タイプE' パート×パート2	0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業	0	0	0	0	0
全体	0	0	0	0	0

<高学年>

	ニーズ量 (2020年度)	ニーズ量 (2021年度)	ニーズ量 (2022年度)	ニーズ量 (2023年度)	ニーズ量 (2024年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム	0	0	0	0	0
タイプC フルタイム×パートタイム	0	0	0	0	0
タイプC' フルタイム×パートタイム2	0	0	0	0	0
タイプD 専業主婦(夫)	0	0	0	0	0
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
タイプE' パート×パート2	0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業	0	0	0	0	0
全体	0	0	0	0	0

子ども・子育て制度の概要（参考）

（１）子ども・子育て制度とは

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法[平成24年8月22日公布]）に基づく新たな制度を『子ども・子育て新制度』と呼んでいます。

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

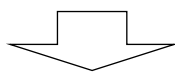
	概要	主な内容
子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの規定。 （子ども・子育て新制度の中心となる法律）	①子ども・子育て支援給付 ◆児童手当 ◆教育・保育給付（認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付 ②特定教育・保育施設※1、特定地域型保育事業者にかかる規定※2 ③市町村の地域子ども・子育て支援事業の実施 ④市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定 ⑤市町村の子ども・子育て会議設置の努力義務
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的な位置づけをもたせる。 （二重行政の解消）	①法の目的規定改正（幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記） ②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実 ③幼保連携型認定こども園の認可等の改正（設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人。 ※株式会社等の参入は不可）
関係法の整備法	上記2法に伴い、関係法律の規定の整備を行う。	①児童福祉法など所要の改正 ②国の所管等に関する所要の改正

※1 特定教育・保育施設とは、施設型給付費が支給される事業、及びそれを提供する施設（幼稚園、保育所、認定子ども園）のことをいいます。

※2 特定地域型保育事業者とは、地域型保育給付費が支給される事業、及びそれを提供する事業者のことをいいます。

(2) 子ども・子育て制度の目的

すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的にした取組です。



課題：親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれている。

●質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供（認定こども園の普及）

「認定こども園」の設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより普及を図る。

■認定こども園の主なメリット

- ・保護者が働いているいないにかかわらず利用できる。
- ・保護者の就労状況が変化しても継続して利用できる。
- ・地域の子育て世帯のために、「子育て相談」「子育て広場」などの子育て支援を実施する。

課題：核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下している。

●地域のニーズにあわせた子育て支援の一層の充実

全ての家庭を対象にした多様な子育て支援を充実させるため、国が財政支援を強化する。

■子育て支援の例

- ・子育て広場の設置数の増加
- ・一時預かりの実施場所や受け入れ人数の増加
- ・放課後児童クラブの受け皿整備（対象を小学校6年生まで拡大し、実施する）

課題：都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在する。一方で、子どもの減少による保育所の統廃合などで、遠くの施設の利用や利用を断念する実態がある（近くに保育の場がなくなった）。

●待機児童解消のため、保育の受入れ人数を増やす（保育の量的拡大）

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備する。

また、少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育（地域型保育給付）により、受け入れられる子どもの人数を増やして待機児童の解消を計画的に進める。

■子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する（保育の量的拡大）

子どもが減少している地域において、地域型保育給付の創設による少人数保育の安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保する。

また、地域型保育の拠点は認定こども園などと連携して保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどとの併設により、地域の多様な保育ニーズに対応する。

<実施主体と財源>

住民に最も身近な市町村が、地域ニーズを把握し、地域に応じた子育て支援環境の充実・整備を計画的に進めます。

(3) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が実施する「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」は次のとおりです。

①子ども・子育て支援給付

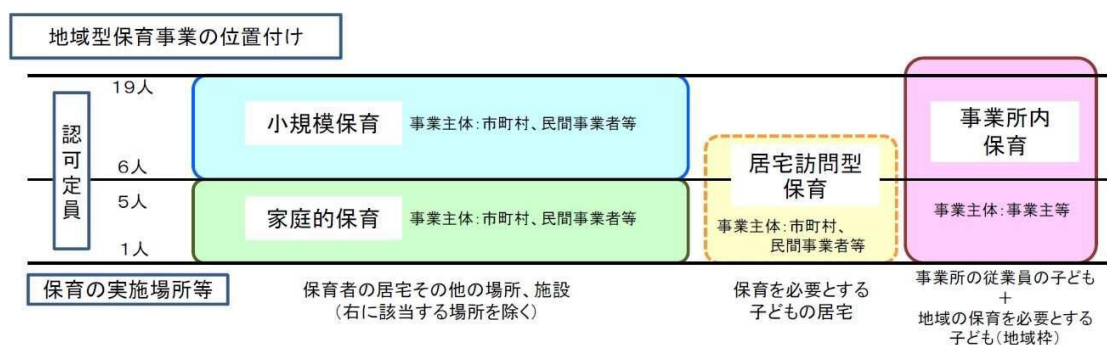
(ア) 施設型給付

以前は、幼稚園、保育所それぞれ別の制度で給付が行われていましたが、1つの制度中で給付する制度に変更されています。自治体内の私立幼稚園に関しては、制度への参加確認が行われています。

幼稚園	保育所	認定こども園
施設型給付（私立保育所は委託費）		
<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行う。 ● 支給認定を受け、施設を利用すると施設型給付が支払われる。 ● 施設は、保護者に支払われる施設型給付を法定代理受領する。 ● 保護者は、施設に利用者負担額を支払う。（私立保育所は市町村で徴収） 		

(イ) 地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行う。 ● 支給認定を受け、施設を利用すると地域型保育給付が支払われる。 ● 施設は、保護者に支払われる地域型保育給付を法定代理受領する。 ● 保護者は、施設に利用者負担額を支払う。（保育所は市町村で徴収）



(ウ) 児童手当

現行の児童手当法に基づくものを実施する。

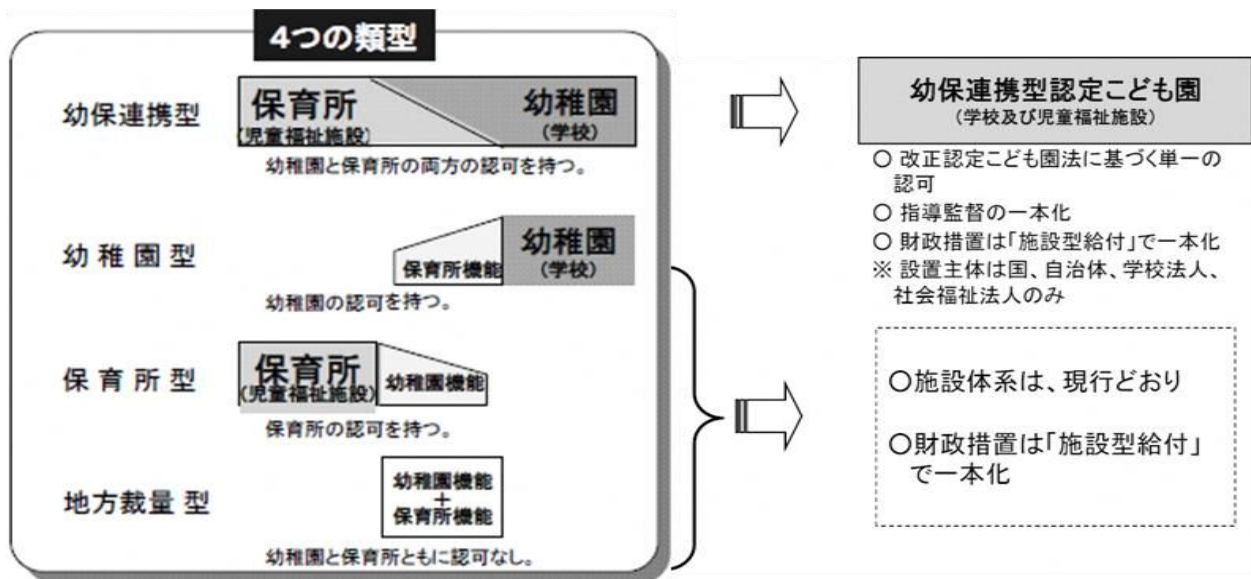
(幼稚園、保育所、認定こども園の違い)

区分	幼稚園	保育所
施設の性格	学校	児童福祉施設
根拠法	学校教育法 第22条	児童福祉法 第39条
目的	幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する	日々の保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児または幼児を保育する
対象児童	満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育を必要とする乳幼児
開設日数	39週以上（春夏冬休みあり）	約300日
保育時間	4時間を標準 （預かり保育の実施もある）	8時間を原則 （延長保育、夜間保育の実施もある）
保育・教育内容	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚生労働省告示）
保育料 （利用者負担）	設置者（自治体、学校法人等）が設定	家庭の所得（課税状況）により、市町村で設定

区分	幼保連携型認定こども園	幼保連携型以外の認定こども園 （幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
施設の性格	学校と児童福祉施設の性格を併有	左記に準ずる
根拠法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる認定こども園法）第3条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる認定こども園法）第3条
目的	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育と、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する	左記に準ずる
対象児童	0歳～満3歳未満の保育を必要とする乳幼児、満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育を必要とする乳幼児、満3歳～就学前の幼児 （施設類型により異なる）
開設日数	約300日	約300日（施設類型により異なる）
保育時間	4時間利用、8時間利用にも対応	4時間利用、8時間利用にも対応 （施設類型により異なる）
保育・教育内容	幼保連携型認定こども園保育要領	左記に準ずる
保育料 （利用者負担）	利用形態により、設置者（自治体、学校法人、社会福祉法人）が設定	利用形態により、設置者が設定

(認定こども園の類型)

- 幼保連携型 幼稚園および保育所等の施設・設備が一体的に設置、運営されているタイプ
- 幼稚園型 認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ
- 保育所型 認可された保育所が幼稚園的な機能（幼児教育）を備えたタイプ
- 地方裁量型 都道府県の認定基準により認定されたタイプ



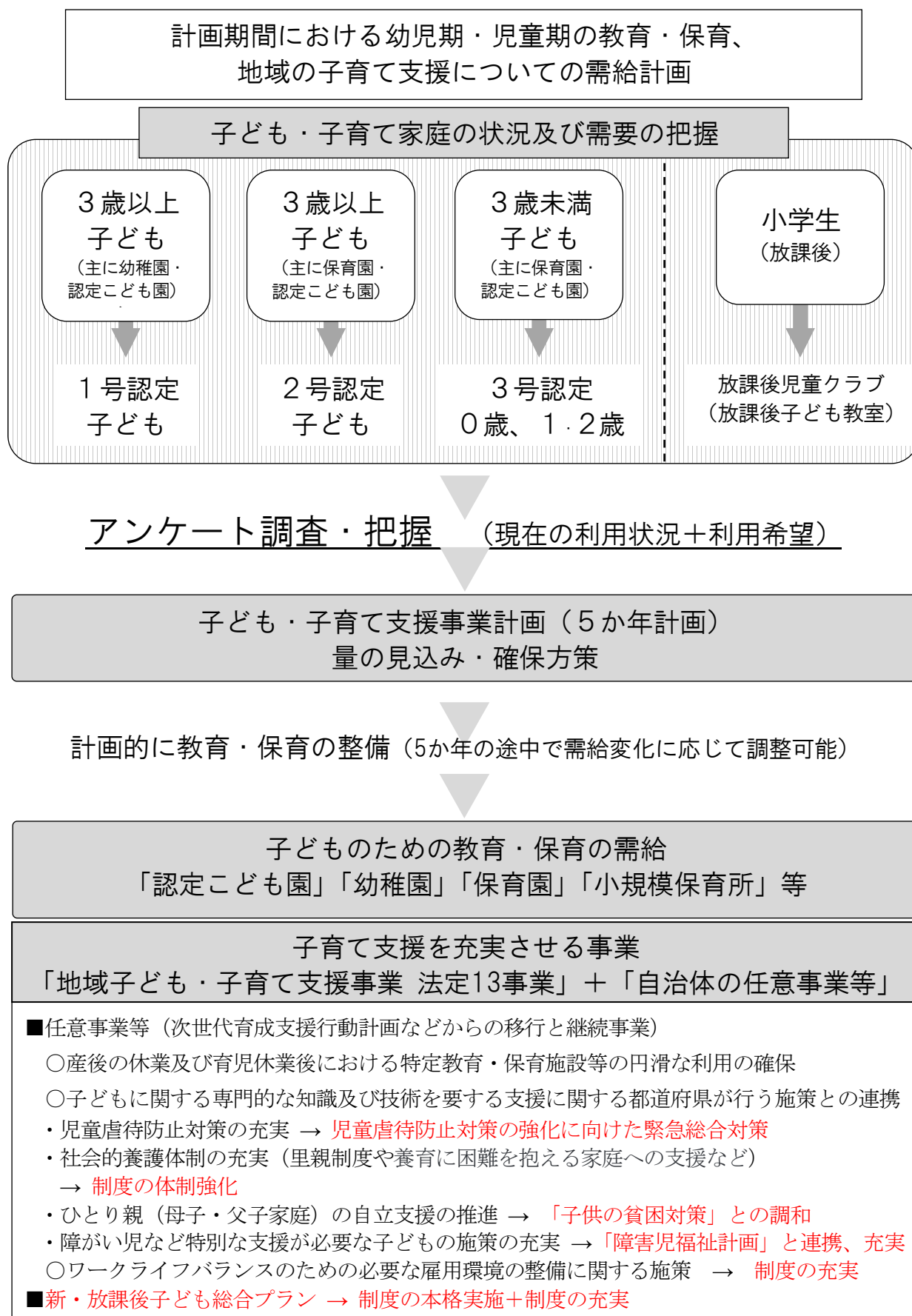
②地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）

地域の子ども・子育て家庭等を対象とする事業で、次の事業（法定13事業）の中から、市町村が地域の実情に応じて実施する。

- 1) 利用者支援（子ども、または、子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等。事例として、保育コンシェルジュや子育て支援コーディネーターなどがある。）
- 2) 地域子育て支援拠点事業（公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施）
- 3) 妊婦健康診査（妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業）
- 4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 5) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業（養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業）
- 6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業）
- 7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業）
- 8) 一時預かり事業（家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業）
- 9) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）
- 10) 病児保育事業（病後児保育。保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業）
- 11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業）
- 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）
- 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(4) 子ども・子育て支援事業計画の全体像

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画の全体像は次のとおりです。





第2期

上川町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度 ～ 令和6年度)

発行 令和2年3月

編集 上川町保健福祉課

〒078-1753 上川町南町180番地

電話 01658-2-4055